

令和 8 年 第 2 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和8年3月9日（月曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月10日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月10日 16時40分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	島 袋 勉 議員
	2	知 念 邦 夫 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	宮 城 弘 和 議員	9	亀 里 敏 郎 議員
	5	虻 江 修 議員	11	内 間 広 樹 議員
	6	並 里 晴 男 議員		
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の ため 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 山城直也君 主 事 島袋海矢君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	名城政英君	副 村 長	内間常喜君
	教 育 長	比嘉悟君	総 務 課 長	島袋英樹君
	福 祉 課 長	島袋裕次君	住 民 課 長	平敷兼清君
	会 計 管 理 者	玉城睦美君	農 林 水 産 課 長	浦崎悟君
	企 画 課 長	新保礼人君	建 設 課 長	西江忍君
	建 設 課 参 事	知念利次君	教 育 行 政 課 長	新城米広君
	商 工 観 光 課 長	金城幸人君	公 営 企 業 課 長	玉城正朝君
	医 療 保 健 課 長	万寿祥久君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	知念浩司君
総務課長補佐	古堅裕喜君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和8年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月10日（火）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1	報告第1号	令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第2	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第3	報告第3号	村道川平集落道14号道路整備工事（R7）の専決処分の報告について
第4	議案第16号	伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について
第5	議案第17号	村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の施行について
第6	議案第18号	村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について
第7	議案第19号	村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更について
第8	議案第24号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について
第9	議案第25号	伊江村犯罪被害者等支援条例の制定について
第10	議案第26号	伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第11	議案第27号	伊江村陸上養殖場施設運営基金条例の制定について
第12	議案第28号	伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第29号	伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第30号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第15	議案第31号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第16	議案第32号	伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第33号	伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第18	議案第20号	伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定について
第19	議案第21号	伊江村製氷施設の指定管理者の指定について
第20	議案第22号	伊江村家畜市場の指定管理者の指定について
第21	議案第23号	伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について

日程	議案番号	件名
第22	議案第12号	令和7年度伊江村一般会計補正予算（第8号）
第23	議案第13号	令和7年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）
第24	議案第14号	令和7年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第25	議案第15号	令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和8年第2回伊江村議会定例会 追加議事日程（第2号の追加1）

日程	議案番号	件名
第1	報告第4号	伊江村青少年旅行村改修整備工事の専決処分の報告について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第1 報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第1号 令和8年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、去る2月19日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会におきまして、承認可決された令和8年度同公社の事業計画、収支予算、資金計画について、お配りしております事業計画書のとおり報告するものでございます。後ほど報告書を御覧いただきたいと思っております。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第2 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育長 比嘉 悟君。

○ 教育長 比 嘉 悟 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。令和7年度の評価委員会を令和8年2月10日に開催いたしましたので、本定例会に報告するものであります。

お手元の報告書について、御説明を申し上げます。1ページをお開きください。(1)趣旨につきましては、先ほど御説明しました法的根拠と評価委員会について記載されており、(2)点検・評価の対象は、「令和7年度伊江村教育主要施策」に掲げる学校教育、社会教育、社会体育の重点項目を、(3)のとおり、各施策の取組内容について現状・成果・課題及び方向性について、教育委員会の内部評価を行い、その後に評価委員会で、(5)の3人の評価委員から、取組内容ごとに(4)の達成度に応じた4段階の評価及び御意見をいただいております。

2ページを御覧ください。上段には現在の教育委員、中段から4ページまでは教育委員会の開催状況を記載しております。

5ページをお開きください。教育委員の主な活動となっております。

6ページからは、各施策の主な主要取組についての計画や成果、そして課題及び方向性が示され、内部評価と外部評価、さらに委員からのコメントが記載されております。令和7年度は各項目において、Aの評価が31項目、Bの評価が11項目あり、全体としておおむね良好な評価をいただいておりますが、常にPDCA

の意識を持ち、教育全般の業務向上に努めてまいります。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

休憩します。

(休憩時刻10時04分)

再開します。

(再開時刻10時09分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第3 報告第3号 村道川平集落道14号道路整備工事（R7）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第3号 村道川平集落道14号道路整備工事（R7）の専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり令和8年2月2日に専決処分をしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

ページを開けていただきまして、専決処分書をお願いいたします。専決処分の事項としまして、2 契約金額（イ）変更前の請負金額が6,270万円、（ロ）変更による増額契約額が9万7,900円、（ハ）変更後の請負金額が6,279万7,900円であります。

3 契約の相手方、有限会社 蔵下組、伊江村字川平223番地、代表取締役 蔵下 進と契約しましたので御報告させていただきます。

なお、詳細につきまして、建設課長から説明させますので、よろしく御審議方お願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

今回の主な変更内容を御説明させていただきます。民宿マルコポーロ付近の交差点、松永さん宅北側といったほうがいいのでしょうか。既存の歩道がございますが、幅員の大きな歩道がございますが、そこへ14号で整備しました歩道をすりつけるための土工盛り土及び梁コンクリート工事の量が増えたことによる増額でございます。既存の大きな歩道へゆるやかにすりつけるための工事の量が増えまして、その分での増額となっております。以上で、説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第4 議案第16号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第16号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由を申し上げます。

伊江村過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間計画を、令和4年1月27日議会で可決いただき、事業を推進してまいりました。沖縄県において、今年度の11月に新たに令和8年度から令和12年度を期間とする沖縄県過疎地域持続的発展方針を策定し、また村をはじめ過疎地域に指定されてい

る市町村においても、県の過疎方針に基づいて新たに過疎計画の策定を行うこととなっております。市町村の策定する過疎計画につきましては、過疎対策事業債等の財政上の特別措置を引き続き活用するため、過疎計画を策定することが必須とされており、過疎法第8条第7項の規定に基づき、あらかじめ沖縄県との協議を行い、令和8年2月27日付で、異議がない旨の通知を受けております。県の承認を踏まえ、今回は新たに令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする。伊江村過疎地域持続的発展計画を策定したく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

なお、策定内容につきましては、企画課長から説明を行いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

それでは説明に入らせていただきます。本計画は、令和3年から令和7年度の伊江村過疎地域持続的発展計画を見直し、また新しく内容を追記する策定となっております。策定内容につきましては、配付しております伊江村過疎地域持続的発展計画に基づき説明させていただきます。

開いて、目次のページがございまして、下部にページ6と打たれていますが誤記でございます、訂正をお願いします。まず目次からなりますが、その目次において章立てが1から13の章となっております、前回の令和3年度から令和7年度の計画と、新たな変更はございません。

それではまず初めに、1. 基本的な事項について説明させていただきます。基本的な事項につきましては、1ページから9ページとなっております。1ページから4ページに関しては、伊江村の概況、人口及び産業の推移と動向を記載しております。また5ページから6ページまでは、本村の財政状況や主要公共施設の整備状況について記載しております。6ページから8ページについては、地域の持続的発展基本方針について記載し、本村における過疎の状況を踏まえつつ、現在の課題についても検討した上で、地域の将来像と基本的な政策について記述してございます。

開きまして9ページ、(7)計画期間について記載しております。本計画は、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までの5年間と記載しております。

次に11ページに、2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について記載しております。人口減少に伴う地域経済の縮小や地域コミュニティの機能低下など、様々な問題点を踏まえ、移住及び定住促進及び地域社会の担い手となる人材の確保に関する方針と、そのための施策を記載しております。主な事業計画としては、SNS、情報発信強化や空家活用、課題解決への取組などを新たに記載追加しております。また、本章のとおり、次の事項の章におかれましても、(1)現状と問題点、(2)その対策、(3)計画という流れの構成となっておりますので、お見知りおきをお願いします。

次に13ページから19ページにつきましては3. 産業の振興についてを記載しております。農業、畜産業、水産業、地場産業、商業、観光業における産業振興の基本方針とハード、ソフトの両面から各施策について記載しております。産業の振興の主な事業計画としましては、堆肥センター機械・施設機能強化整備事業、農産物冷蔵保管施設導入事業、伊江島ハイビスカス園育苗ハウス機能強化事業などを追加しております。

次に20ページをお願いします。20ページにつきましては4. 地域における情報化について記載しております。デジタル化の方針や村のDX推進計画を踏まえ、情報通信基盤の整備を計画的に進め、行政手続のオンライン化や村民の利便性の向上、職員のデジタル活用による情報、行政事務の効率化にも取り組む施策について記載しております。主な事業計画につきましては、情報化アドバイザー派遣事業、DX推進パッケージ

事業などの取組を追加しております。

次に21ページから23ページにつきましては、5. 交通施設の整備、交通手段の確保について記載しております。市町村道など、各種交通施設の整備や公共交通サービスの持続的な提供を図るため、その方針とその施策について記載しております。主な事業計画としましては、各村道、集落道の整備や自転車活用推進計画策定業務などを追記しております。

次に24ページお願いします。24ページから32ページにつきましては、6. 生活環境の整備について記載しております。安定的な給水体制の確保、汚水及び廃棄物処理や公営住宅の整備、庁舎等複合施設整備計画、その他快適な生活環境を図るため、その方針と施策を記載しております。主な事業計画としましては、ごみ処理施設機能強化整備事業、聖苑機能強化整備事業、庁舎等複合施設整備事業などを追記してございます。

次に33ページお願いします。33ページから34ページにつきましては、7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記載しております。子育て支援や介護サービスの確保及び充実を図る方針のため、その施策を記載しております。

次に35ページ、35ページから36ページにつきましては、8. 医療の確保について、記載しております。各種医療機器の整備、施設の拡充による医療サービスの充実、村民の健康づくりにかかる方針とそのための施策を記載しております。

37ページお願いします。37ページから38ページにつきましては、9. 教育の振興について、記載しております。ICT技術の進展に対応した学習環境の整備や各種学習支援、社会教育の充実に関する方針とそのための施策について記載しております。主な事業計画につきましては、伊江中学校グラウンド改修整備、学習塾料等援助金、旧伊江村のB&G海洋センター体育施設の再整備についての検討を記載しております。

次に39ページにつきましては、10. 集落の整備について記載しております。集落環境の充実や世代間交流の促進、地域の担い手の育成に向けた方針とそのための施策について記載しております。

また同じページに11. 地域文化の振興等について、記載しております。これまで培われてきた島の文化資産、保存継承による島の持続的な発展に向けた方針と、その施策について記載しております。主な事業計画としましては、具志原貝塚整備基本計画、文化施設整備に関する検討・計画策定等を記載しております。

41ページお願いします。41ページから42ページにつきましては、12. 再生可能エネルギーの利用促進について、記載しております。地球温暖化及び再生可能エネルギーの推進に向けた方針と、そのための施策について記載しております。主な事業計画としましては、公共施設等省エネ対策事業、再生可能エネルギー導入拡大事業を追記しております。

次に43ページにつきましては、13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項について、記載しております。これまでの分野以外の事項において、本村が主体的に取り組もうとする地域の持続的発展に必要な施策について記載しております。

次に43ページ中下段、事業計画とございますが、そこから51ページ、最後のほうになりますが、事業計画として、過疎地域持続的発展特別事業分として、これまでの各章ごとの事業を記載しております。過疎地域持続的発展事業特別事業、いわゆるソフト事業にもおける計画を掲載しているものになります。事業ごとに、事業内容、事業の必要性、見込まれる効果について記載しております。なお、市町村の策定する過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎対策事業債など、財政上特別措置を十分に活用していくため、今後事業計画を進めていく上で、新規追加となる事業や計画を変更することがございます。その際は、沖縄県と協議、承認を経て、本議会の議決を賜らせていただきたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第16号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第16号 伊江村過疎地域持続的発展計画の策定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第5 議案第17号 村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の施行について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第17号 村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の施行について、提案理由を御説明いたします。

令和8年度より、村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、議会へ提案をしているところでございます。なお、工事内容等の計画の詳細につきましては、農林水産課長から説明させたいと思いますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の事業内容について、説明します。

議案書に記載しております事業内容としまして、1. 施行年度は、令和8年度から令和15年度の8年間を予定しております。2. 名称は、村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）でございます。3. 工事場所については、伊江村字東江前地内を予定しております。詳細につきましては、議員お手元に配付しております団体営土地改良事業計画概要書の19ページをお開きください。

具体的な説明に入る前に、今回の村営クビリ原地区土地改良事業について、19ページの黄色に着色した受益地である本17号議案と、水色で着色した受益地からなる、次の議案である議案第18号 村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）に分けて提案しております。括弧部分の区画整理と農業用排水施設が、名称で異なっております。議案を2つに分けて提案している経緯でございますが、土地改良法第2条2項において、土地改良事業は、農業用排水施設、そして区画整理、その他6種類で定義されております。黄色で着色した受益地については、従前の農地を整理し、形を整えて換地処分を行う区画整理事業、水色の受益地については、農地の換地等を行わず水兼農道や排水路工を行う農業用排水施設事業となっており、法律上の事業の位置づけが異なるため、2つに分けて提案しております。なお、村の予算や県への補助金の手続については、2つ以上の事業を併せ行うことで、事業効果が高められる場合に、1つの事業として行うことが認められていることから、村の予算計上そして補助金の手続については、事業名 農業基盤促進事業（ク

ビリ原地区)として手続を行います。

それでは19ページ、黄色に着色した受益地である区画整理事業を説明いたします。工事内容といたしまして、6.7ヘクタールの区画整理を行う予定で、整備工5.85ヘクタール、農道工1,004メートル、石積み工3,630平方メートル、排水路工851メートルを施工するものであり、クビリ原地区全体の事業費は7億9,700万円を予定しており、うち当該議案である区画整理に関わる費用として4億4,100万円を予定しております。本事業は沖縄振興公共投資交付金91%の補助率で実施するものでございます。本受益地区については、圃場勾配が5%以上の急傾斜となっており、雨天時の耕土流出の多発、耕土流出対策や村道、農道の冠水、さらには現況の農道改修要望など、農家の皆様や地元区長から整備要望があり、それらの解消を図るべく区画整理を計画しております。以上、御審議の方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

この図面でちょっと分かりづらいんですが、19ページの黄色と青色の部分に分けて、今は黄色の部分の説明だと認識します。これ私一回、この地区の整備に関して関連で一般質問したことがあります。黄色の部分と青の部分の整備ではあるんですが、その間を通る東西線の整備がこの図面では見えないんですが、この部分は幅員4メートル弱で交通量があまりにも多く対面する場合、狭いうえに1か所は待って、1か所通して優先といいますか、お互いに譲り合う場所が多々あります。この計画ではその部分の幅員の拡張が見れないんですが、どうなっていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

当該部分については、黄色と水色の間の村道の今現状、舗装道路になっている部分のことだと思いますが、今回この事業で、この村道に排水路工事を行う予定になっております。村道となっているのでこの土地改良事業上、村道の事業が直接村道を触ることができない現状があります。しかしながら、やはりすれ違いなどするとき狭いという状況もあることから、現在ここの部分は排水路工を設置する予定となっております。排水路工が30センチから50センチの幅で計画をしているので、拡張する部分といえば村道は触らないんですけれども、排水路を設置することによって、30センチから50センチ道路が、幅員が広がるというんですか、そういう計画として現計画ではなっております。今後、基本計画実施設計が行われる予定となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

側溝部分が幅員として広がるという認識でよろしいんですか。一応、村道ということでその部分は除外されていると思いますが、何分南側のほうが多分石積みになるんです。黄色の部分の圃場の勾配を取るためには多分、この南の部分が石積みになると思います。石積みになって多分、その石積みの高さが1メートル以上になってくると、大分閉塞感があって、そしてブルーの部分、南側の計画部分がここは逆に落ちるんです。そうするとそこはガードレール等が設置される可能性も十分あるので、逆に相当閉塞感があるんです。今現状でもここをサトウキビの回収トラック、ダンプ等が通る場合、大分狭いんです。ダンプ等が通る場合には確実に、そのダンプを優先的に通して、ほかの農業車両等は一旦は里道のほうに回避する。そういう状況下が十分ある場所なんです。将来的に村道の幅員の拡張も踏まえた計画を入れてほしいと私は思います。東地

区で、これより東で農業をされている方は集落地からこの道を大分通るんです。この南の道、北の道と一番利用されている道であります。それとこれはウカバに行く道であって、大分利用する可能性が十分ある場所なので、再度、道路幅員に関しては検討される余地があるのであれば、道路の幅員の拡張をお願いしたいと思います。

それとこの黄色の箇所には平張り施設等があるんですが、その移転に関してはどういうふうの説明されておりますか。補償等もあるのですか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

道路幅員については、いま土地改良事業計画を法律にのっとって、議会で議決をしていただく。まず素案として議決していただくという手続になっており、今説明している黄色の部分は、換地処分が伴いますので、すぐに実施設計をするのではなくて、基本計画をつくってその後に実施計画をつくって、換地計画をつくるというステップの中で、いろんな協議が行われていくのでそこら辺確かに石積みを作成すると、閉塞感が生まれるということで、排水路工は設置はしますけれども、それ以上の道路幅員としての拡張が可能なのかは検討したいと思います。区画整理は、共同減歩と申しまして、持ち寄りによるこの道路の部分を持ち出すという行為があつて、今は5%程度を想定していますが、道路部分で広がってくると共同減歩率がまた向上するということがありますので、いろいろこの地域の農業者と相談していきたいと思っております。

平張りにつきましては、平張りがあるのは承知しております。補助事業で行う場合は原因者負担というのが原則になっていると思いますが、基本的には事業の中で移転が行われる場合は、移転をしていく形になりますが、これも換地計画をつくる過程において、聞き取りを行って現状の場所からどうしても動かしたくないという意向があれば、動かさずにその周辺を作成したり、換地が動かさないでできるのかという検討も必要だと思いますし、やはり周りと同じように勾配修正をして成型するという要望があれば、しっかりと事業の中で平張りの撤去や再整備が行われることとなります。これはこの地権者との話し合い、今後やる基本計画、実施設計、換地計画の策定の中で、丁寧に説明をしながら進めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

今は計画段階ですので、地権者及びここで農業をされている方との話し合いは十分に持っていただきたいと思えます。それと西側のほうには、地名では私達はナナフツパといいますが、墓地が大分ある場所があります。この図面上でも1か所ですか、墓地がかかっているような状況も見えますので、墓地等に関しても重々、その主とは話し合いを持っていただきたいと思えます。この道は、お盆とか、掃除をするときには車がいっぱい来て、それと告別式納骨する際は、この道を十分使う場所でもありますので、そのすりつけ等は重々検討されることをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ありませんか。11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

先ほどの島袋 勉議員の質疑で答弁された計画の進め方は、大体そういうふうに進めていくんだらうと解釈、理解させていただきました。この村道に沿って北側に排水工を張り巡らすということで、これまでのこの農業基盤整備事業では浸透池をよくつくられていたんだけど、この計画の中には浸透池をつくる計画はないという認識でいいのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

当該クビリ原地区の集水計画、排水計画については、当該地区の下のほうにマタバル溜池がありますので、そのほうで受け入れられる量として、現在計算上合いますので、新たな浸透池は設置せずに、マタバル溜池に集水する計画となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

11番 内間広樹議員。

○ 11番 内 間 広 樹 議員

了解しました。これから私も東江前区でありますし、近くに対象地で農業をさせていただいているんですけど、40年ぐらい前に東江上のほうで換地しながらの土地改良を提案したところ、地元の了解が得られなくて頓挫したという過去があるということは、先輩方から聞いています。また新たなこの農業整備促進事業は換地が大体条件になってくるだろうという説明を受けていますので、成功事例としてうまくやっただけならばと思います。

それともう一点、私は以前にトラクター牽引型のストーンクラツシャーを質疑したときに、このクビリ原の事業に合わせて導入ができるのではないかという答弁だったと記憶しておりますけれども、この8年間の事業計画の間にストーンクラツシャーを導入する予定があるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

ストーンクラツシャー、今村が想定しているのは、今年度から事業が採択されて進められている中山間等支払交付金、今回2,000万円程度の配分があって、毎年その程度の配分があるだろうと想定しております。これ中山間等支払交付金の中で設置された地域の委員会の中で用途を定めていくことになっていて、その中でこの事業は様々な用途に使うことができるんですが、こういったストーンクラツシャーのような村全体の農地に対する機械などの導入の基金積立としても利用できるもので、そういう事業で基金積立を行いながらストーンクラツシャーを導入していきたいという、村としての考えは持っております。ただこれはこの地域の委員会の中で、そういう用途にも使っているのか、積立でいいのかという相談は、これからさせていただくということになっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第17号 村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の施行について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第17号 村営クビリ原地区土地改良事業（区画整理）の施行につい

て、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第6 議案第18号 村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第18号 村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、提案理由を御説明いたします。

令和8年度より、村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）を施行するにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、議会へ提案するものでございます。詳細につきまして、農林水産課長から説明させたいと思いますので、御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の事業内容について、御説明いたします。

議案書に記載しております事業内容としまして、同じく1. 施行年度は、令和8年度から令和15年度の8年間を予定しております。2. 名称は、村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）でございます。3. 工事場所については、伊江村字東江前地内を予定しております。詳細につきましては、先ほどの議案と同じ図面になりますが、議員お手元に配付しております事業計画概要書の19ページをお開きください。

工事内容といたしまして、水色で着色した受益地、約16.9ヘクタールの農業用排水施設の整備を行うものであり、水兼農道1,132メートル石積み工502平方メートル、排水路工1,771メートル、用水路工として給水栓、管路移設工を866メートル、126基の給水栓移設工事を行う予定となっており、クビリ原地区全体事業費7億9,700万円に対し当該、農業用排水施設に関わる費用として3億5,600万円を予定しております。区画整理の受益地同様に農道のガリ浸食が多く、車両の通行に支障が出ていることや幅員が狭く、農道拡幅要望の改修要望などがあったことから、農業用排水施設として事業手続を行うものでございます。以上、御審議のほうよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 知念邦夫議員。

○ 2番 知 念 邦 夫 議員

この水色部分のほうですけれども、この右下の角の圃場ですけれども、大雨の場合に上からの水で、畑が浸食、大雨の場合に浸食されるんですけれども、その解消はできるのかお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

ただいま議員お説の圃場から、大雨時に耕土が流出している状況も何度も確認しておりますし、またこの圃場だけではなくて中心線、区画整理と農業用排水施設の当該水色の間を走る村道の道にも、上の区画整理地区から大雨のたびに耕土が流出して道路に流れ出しているという状況は、散見される状況であることを承知しております。まさにこれらの状況を解消するために、水兼農道や排水路工を水量の計算をして整

備していくものですので、このおっしゃられている畑についても解消されると考えています。また、マタバル溜池に集水しますので、この地域からマタ溜池につながる既存の排水路についても拡張して、水が詰まらないようにしっかり整備をしていきたい。この地域の耕土流出の現状をしっかりと解消していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

この中で、給水栓の工事に伴う設置箇所の移動が入っています。当初の計画等では、その給水栓の吐出し口、これは県発注の事業で吐出す場所が圃場に向いていて、トラクターの行進時、それとほかの末端の機材を入れるときに大分邪魔になるということで、使われている方から多々苦情を聞いたことがあります。今回、改修するにあたり、農道と平行に吐出し口が、北側に圃場があるとしたら、パイプがそのまま圃場を向いています。そうじゃなくて、農道に平行に出して、そこから末端の機材を入れればその分、圃場に末端施設が入らなくて大分助かるという話を多々、農家サイドから聞いております。今回移動するにあたり、農家サイドからその吐出し口の位置に関しては、十分話し合い、相談してから復旧していただきたいと思います。逆に道路側に向けてくれないかという方もいるんです。そうしたらもっと利用価値があるのに。圃場側に向けると、その吐出し口からほかの末端のものを入れると、そこから間違ったら1メートルぐらい中に入って、その分圃場面積が減るから扱いつらいという話もよく聞くし、そこを耕す場合に、トラクターに接触して大分気を遣うと、その入れた資材等を壊すときもあるので、その吐出し口に関しては検討できないかという話も多々聞こえますので、今回改修するにあたり、農家サイドに改修するときは「どの方向で入れるか」というものは聞き取りしてから、改修工事をしていただきたいと思いますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦崎 悟 君

私もちょっと考えたことがなかったものですから、そういうふうに確かに畑に向いていると、そこからいろんな器具をつけたりして使えない農地面積が増えることもあるのだろうと今、理解できました。給水栓を移設するときには、農地の地権者にどの場所に移設するのかわ確認しながらやりますので、どの場所にやるのかと、向きについても既存のままでいいのかわ聞き取りしながら進めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第18号 村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第18号 村営クビリ原地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻10時59分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第7 議案第19号 村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更について、議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第19号 村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。変更前の請負金額が1億164万円、変更による増額契約額が962万8,300円、変更後の請負金額が1億1,126万8,300円。

契約の相手方、伊江村字川平396番地、有限会社真組、有限会社丸山組 特定建設工事共同企業体。代表者、有限会社真組。代表取締役 浦崎直幸と契約したく本議会に提案するものでございます。

なお、変更工事内容等につきまして、建設課長より説明させますので御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

それでは御説明申し上げます。今回の変更につきましては、当初計画しておりました道路整備をさらに延長し、整備効果の最大化を図るものでございます。

お手元の議案の後ろに添付されております平面図を御覧ください。令和7年度当初計画では、道路延長を336メートルとしておりましたが、これに42メートルを追加し378メートルで変更したいと考えております。追加となる42メートルの区間におきまして、L型擁壁工、側溝及びガードレール等の設置を進めてまいります。本事業は、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業を活用して実施しておりますが、同一補助事業で今年度が事業最終年度となる川平集落道14号道路整備事業の執行残を組み替えて、本路線の早期整備効果を発現させることを目的として、今回の契約変更をお願いするものでございます。工期につきましては、変更なく、令和7年8月22日から令和8年3月31日までを予定しております。

以上で、議案第19号 村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島袋 勉 議員

確認だけさせてください。ここの雨水等に関しては、これ平面図上にある浸透池が真ん中ぐらいにありますが、この浸透池に流入していくんですか。それだけお伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

議員お説の通り、この浸透池へ導いております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第19号 村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第19号 村道川平農道線道路整備工事（R7）の請負契約の変更について、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第8. 議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、提案理由を申し上げます。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会の事務所の所在地を、うるま市字大田77番地に変更することに伴い、同協議会規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要であり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を必要とすることから、本議案を提出するものでございます。議員の皆様には、資料をあらかじめ配付しておりますので、御覧いただきながら詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、御説明いたします。

沖縄県消防指令センターは、県内38市町村の火災、救急、救助など119番通報の受付を行う施設となっており、平成28年4月から本格運用開始しております。センターで使用している通信指令機器等の年数が10年を過ぎており、機器類の更新が必要なことと、現行のニライ消防本部施設内では手狭になっていることから、令和4年度よりうるま市内で施設の整備を行い、令和7年度で事業が完了します。よって、令和8年4月1日から新施設が運用開始となることから、規約で定められている住所の変更が必要となります。

新旧対照表を御覧ください。第6条中「嘉手納町字屋良1220番地」を「うるま市字大田77番地」に変更します。附則において、この規約は、令和8年4月1日から施行すると定めております。

なお、新施設の概要につきましては、お配りしております資料を御覧ください。3階建ての建物となっております。1階は、うるま市消防本部が使用いたします。消防指令センターは2階、3階部分の使用となります。

以上で、議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第9. 議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第5条の規定に基づき、伊江村における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を条例で定める必要があることから、本条例案を提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させますので御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明いたします。

本条例の制定は、犯罪被害者等基本法の第5条が根拠となっております。地方公共団体は、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有することとなっております。よって今議会において上程している次第となっております。

沖縄県では令和4年度に策定をしており、北部管内では令和7年4月から名護市、国頭村、東村、大宜味村、本部町と順次策定され、その他、町村につきましては、令和8年4月からの施行予定としております。それでは、条例内容について御説明いたします。

第1条では、本条例の目的を明記しており、犯罪被害者と支援について、村、村民、事業者の責務を明らかにし、村民が安心して暮らすことができる社会の形成を目的としております。第2条は、村条例で 사용되는用語の意義を明記しております。第3条は、本条例の基本理念を明記しており、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利が尊重されることとしております。第4条は、本条例における村の責務について明記しております。関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策の実施について努めることとし、具体的に村が行うべき施策について、一例を申し上げますと、村駐在警察官との連携や被害者支援ゆいセンターへの紹介業務などが挙げられます。第5条は、村民の責務について明記しており、犯罪被害者等が置かれている状況と支援の必要性について理解を深め、村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に村民は協力するよう努める内容となっております。第6条は事業所の責務を明記しており、村が行う犯罪被害者等支援の施策について

協力するよう努める内容となっております。第7条については、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者が直面している各般の問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整について明記しております。第8条では、村全体で犯罪被害者等支援についての理解を深めること。二次被害の防止を図るための、広報活動について努めることを明記しております。第9条では、この条例で定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項は、村長が別に定めるとしております。

なお附則において、この条例は、令和8年4月1日から施行すると定めております。

以上で、議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻11時29分)

再開します。

(再開時刻11時30分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村犯罪被害者等支援条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第10. 議案第26号 伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第26号 伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

乳児等通園支援事業の実施に必要な施設の設備基準や人員配置等の運営基準を定めるため、本条例を制定する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

なお、乳児等通園支援事業は、令和7年度中に全国の各自治体で条例制定をすることが義務づけられていることも踏まえ、詳細につきまして、福祉課長から説明させますので御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

先ほど、副村長からもございましたが、伊江村乳児等通園支援制度は、こども誰でも通園制度は、令和7年度中に全国の各自治体で条例制定をすることが義務づけられております。県内では、那覇市など一部で通園制度を開始していますが、ほとんどの自治体が3月定例会で条例を制定するよう、こども家庭庁沖縄県より指示があり、国が定めた設置運営基準に基づき条例を制定いたします。内容につきましては、お手元に配付してあります、伊江村乳児等通園支援事業の資料がございます。その資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず目的でございます。1つ目としましては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境の整備をする。2つとしまして、全てのこどもの家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形の支援を、就労条件を問わず時間単位で利用できる乳児の通園支援制度となっております。対象は、生後6か月から満3歳未満の未就学児、すなわち0歳から2歳までです。の園児となります。保育施設を利用していない園児と保護者が対象となります。実施施設は、村立保育所、小規模保育事業所となっております。利用時間は月10時間を上限とされております。実施方法については余裕型、この図面の左下のほうになります。図面を御覧いただきたいと思っております。実施方法については、余裕活用型を採用していきたいと考えております。0歳児3名に対し保育士1名の配置が義務づけられております。左の図のように、園児7名の在籍の場合は、保育士が3名必要となります。これ有資格者のこととなります。2名の空き枠があるため、誰でも通園制度として2名利用の可能となります。他の図につきましては、保育士の確保、施設の規模が本村との条件とは合致しない部分がございますので、余裕型で対応していきたいと考えております。なお本村では待機児童もなく、子育て支援センターの活用、あるいはファミリーサポートセンターの利用もあることから、利用については、ほぼないものと今予想しております。

それでは条例文を説明いたします。第1条は、児童福祉法第34条の16第1項、そのことは、乳児等通園支援事業の設置及び運営のことを指します。の規定に基づく趣旨について。第2条は定義について。第3条から第4条は、衛生的な環境や施設職員の配置に関する最低基準について。第5条は、乳児等通園支援事業者の一般原則。第6条から第7条では、非常災害や安全計画について。第8条は自動車を運行する場合の所在の確認。第9条から第10条は、職員の一般的要件と知識及び技術の向上等について定めております。第11条は、他の社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準。第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則。第13条は、虐待等の防止。第14条は、衛生管理等について。第15条は、食事の提供を行う場合の設備について。第16条は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する内部規程を定めています。第17条は、乳児等通園支援事業所に備える帳簿。第18条は秘密保持等。第19条は苦情への対応。第20条は、一般型及び余裕活用型の区分について定めています。第21条から第24条までは、一般型を活用する場合の設備と職員の基準及び保護者との連絡。第25条は、余裕活用型の設備及び職員の基準について。第26条は、第23条及び第24条の規定の準用。第27条は、パソコン等における処理を前提とし、他人の知覚によって認識することのできない電磁的記録をすることを定めています。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上、議案第26号 伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。御審議方をよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

ただいま条例の説明がございましたけれども、1つだけ確認させていただきたいと思っておりますが、説明の中

で月10時間を上限とするというようなことでございますが、それについては10時間以上ということも、運用の中で可能なのか。ということが1件。

それと1時間当たりにつきましては、補助の設定があるというようなことをお聞きしておりますけれども、利用者の自己負担額については幾らになるのかということをお伺いしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

1人当たりの利用です、時間から言います。時間につきましては、要綱と申しますか、手引き等によりまして月10時間を上限という形で明記されております。それと利用の場合、例えば0歳児、1人1時間当たり1,300円、1歳児が1人1,100円、2歳児が1時間、1人当たり900円で、あと障がい児とか、医療的ケア児になりますと、プラス加算されるという仕組みとなっております、そこにつきましては、国へ申請して補助金を得ることができるということになっております。個人の利用者からの利用料につきましては、1時間当たり300円程度を標準に徴収という形になって定められております。この徴収方法についても、現在具体的に私たちとしても、どうしようかということでもまだ決定しておらず、今後どのようにしていくかということも含めて対応していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 宮城弘和議員。

○ 3番 宮 城 弘 和 議員

分かりました。利用者1人当たりは300円の負担をいただくというようなことで理解しましたけれども、この制度につきましては、子どもの育ちを応援する。また保護者の保育負担の軽減、リフレッシュにもつながるという事業ですので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。7番 島袋 勉議員。

○ 7番 島 袋 勉 議員

この説明書きでよく分からないんですが、余裕活用型なんですけど、令和8年度保育所のこの0歳児クラスの応募状況はどうなっているのか。実際そこが埋まっていたら、これは使えないということで認識しているのか。余裕がある場合にこれが利用できるという認識でよろしいんですか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

例えば、西保育所、東保育所ありまして、その中で例えば保育所、今2人配置しております。5人、例えば入所の場合はこの期間中は1人是对応、子ども支援としてできます。ただ今後生まれてきて、生後6か月以上の方は申込みをしてきますので、その場合は利用は厳しくなってくるのかと。空き状況がある場合は、十分可能であります。0歳児も半年後から入所ありますので、大体8月以降に生まれた方からどんどん埋まっていきますので、そのときの保育士数によって、その受け入れ対応ができるのかどうかというのが、対応ができるかということになってきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第11. 議案第27号 伊江村陸上養殖場施設運営基金条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第27号 伊江村陸上養殖場施設運営基金条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、伊江村陸上養殖場施設の経営の安定と円滑な運用を図るために、本条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、農林水産課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

それではお手元の、伊江村陸上養殖場施設運営基金条例をお開きください。

第1条、設置であります。伊江村陸上養殖場施設の経営の安定と円滑な運用を目的に、施設運営及び維持管理等に要する財源に充てる資金を積み立てるための旨を記載しております。第2条につきましては、基金の積立に関する事項、積立てる額については、毎年会計年度の一般会計最終予算で定めるということに記載しております。なお、第3条の運用、第4条の管理、第5条の運用益金の処理、第6条の処分までにつきましては、基金を設置するときの条例措置として、基本的に定める事項をそれぞれ定めてございます。第7条につきましては、委任規定として、基金の管理を定める事項について記載しております。

附則では、この条例は、令和8年4月1日から施行するということを定めております。

なお、当該基金の処分につきましては、別途処分に関する取扱い要綱などを定め、使途を明確化し基金の運用を図っていきたいと考えております。

以上、基金条例の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村陸上養殖場施設運営基金条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村陸上養殖場施設運営基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第12. 議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

各課の所掌事務を整理するため、所要の改正を行う必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第3条第2項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に、次の1号を加える。第10号情報公開及び個人情報保護に関すること。全庁にまたがる情報公開請求並びに個人情報保護に関する事務について、これまで伊江村行政組織規則にて、規定されておりましたが、近年のITを活用した個人情報保護について、より重要性が増していることなどを鑑みて、総務課において所掌することを明文化する整理となります。

次に、第3条第3項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加えます。第12号DX推進に関すること。DXとは、直訳してデジタルトランスフォーメーションといいます。行政のデジタル化の進展及び住民サービスの向上に資するため、デジタル技術の活用による業務改革及び行政サービスの変革を総合的かつ計画的に推進することの総称となっており、企画課において所掌することを整理いたします。

続きまして第3条第9項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加えます。第7号庁舎等複合施設建設に関すること。これまでは、伊江村行政組織規則にて、総務課管財係のほうで、令和4年度より新庁舎建設に向けて各種事務を進めてまいりましたが、令和6年度より建設課へ事務を移管しております。このことにより、庁舎等複合施設建設に関することを建設課において所掌することを整理いたします。施行期日につきましては、附則により、令和8年4月1日から施行すると定めたいと思います。

以上で、議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第13. 議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により、行政手続制度の聴聞・弁明の機会の付与手続における公示送達デジタル化に関する規定を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により、本条例改正について議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、行政庁が不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を公示送達によって行う場合の方法について、アナログ規制の1類型である書面掲示規制にかかわる見直しを行い、インターネットによる公表を前提とした改正が行われております。簡潔に申し上げますと、例えば、法令に違反したある店舗の営業許可の取り消し、免許の取り消し等の不利益な処分を行う際に、その事業主から意見を聞いたり、言い分を説明する機会を与えることなどの通知を行う際の手続をこれまで庁舎前の掲示板等にて掲示していたものを、ホームページ等のインターネットによる公表を前提とした改正内容となっております。

それでは新旧対照表を用いて御説明いたします。新旧対照表をお開きください。第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をと

ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

続きまして第16条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に、2ページをお願いいたします。「及び第4項」を、「当事者又は参加人」と、の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、同項後段中「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中第1項第3号及び第4号」に、「同条第3号」を「第28号第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第29条において準用する第15条第3項後段」を「第29条において準用する第15条に第4項後段」に改める。

施行期日につきましては、附則により令和8年5月21日から施行すると定めたいと思います。なお、施行期日につきましては、政令により定められた期日と同日を定めております。続きまして、附則第2項、経過措置といたしまして、この条例による改正後の伊江村行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。この件につきましては、インターネットの公表において、公表は令和8年5月21日から開始し、5月20日までは庁舎前の掲示板で行うこととする内容となっております。

以上で、議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻12時02分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第14. 議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づき、本条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

それでは議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の改正にあたっては、所得税法施行令第20条の2に規定されている通勤手当の非課税限度額の改正が、令和7年11月20日に施行されたことにより、その整合を図り遠距離通勤者の経済的負担の軽減及び処遇の適正化を図る必要があることから、改正条例の提案となっております。改正の概要につきましては、第1条では、通勤手当について、自動車等使用者に対する現行の距離区分における月額を引き上げる内容であり、第2条では5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金相当額を支給する内容でございます。

それでは新旧対照表の1ページをお願いします。第1条 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第12条の3第2項第2号中につき、の次に「通勤距離を考慮して2,000円以上4万5,700円を超えない範囲で」を加え、同号イ中「4,100円」を「4,200円」に改めます。

2ページをお願いします。第2条伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第12条の3第2項第2号中「通勤距離を考慮して2,000円以上4万5,700円を超えない範囲でそれぞれ次に定める額」を「6万6,400円を超えない範囲で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合)」を加え、3ページをお願いいたします。同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加えます。4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第5項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲で1箇月あたりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額とする。

なお、附則として第1項では、施行期日について規定しており。この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は、令和8年4月1日から施行すると定めます。第2項では、第1条の規定による改正後の伊江村職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から遡及適用すると規定し、第3項においては、給与の内払いについて規定しております。改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすこととしております。改正前に支給された給与は、改正後の規定の内払とみなして、改正後は遡及してその差額を支給するための規定でございます。第4項では、規則への委任を規定してございます。

以上で、議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第15. 議案第31号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第31号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村立診療所において診療時間外の患者に対応するために看護師が行うオンコール業務について、特殊勤務手当を支給して処遇の改善を図るため、本条例の一部を改正する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

今回の改正について御説明をいたします。伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例は、伊江村職員の給与に関する条例第12条の4第2項の規定に基づきまして、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。このたびの一部改正は、伊江村立診療所の看護師が、診療時間外の患者に対応するための緊急形態を保持し、自宅等で緊急の呼出しや電話対応に備えて待機をするオンコール当番に従事した際の手当として、オンコール手当を新たに加える内容でございます。それでは新旧対照表を用いて御説明したいと思います。

新旧対照表1ページをお願いします。第2条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加えます。第3号オンコール手当、3ページをお願いします。第16条を第17条とし、第15条中「第5条」を「第6条」に改め、「第7条、第8条」を「第9条」に改め、同条を第16条とする。

2ページをお願いします。第14条中「第5条、第7条」を「第6条」に、「第8条」を「第9条」に改め、

同条を第15条とし、第13条を第14条とします。1ページに戻りまして、中段の第5条から2ページ目の第12条までを1条ずつ繰り下げ、再度1ページをお願いします。第4条の次に次の1条を加えます。オンコール手当、第5条 オンコール手当は、診療所に勤務する看護師が午後5時15分から翌日の午前8時30分までの勤務時間外に緊急の呼出しや電話対応に備えて自宅等で待機したときに支給する。2 前項の手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。1号ファーストコールの手当の額は、勤務1回につき2,000円とする。2号セカンドコールの手当の額は、勤務1回につき1,000円とする。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第31号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第16. 議案第32号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第32号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

災害等における給水装置工事について、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事を可能とし、宅内配管の復旧に対応する業者を広範に確保するため、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものでございます。

詳細につきましては、公営企業課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

それでは今回の、伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。まず給水装置、設置工事制度について御説明いたします。給水装置とは、水道本管から分岐して各家庭や事

業所へ水を供給するための設備であり、その設置、改造、修繕等の工事は、水道法16条の2の規定に基づき、管理者が指定した指定給水装置工事事業者のみが施行できる制度となっております。令和6年の能登半島地震においては、水道本管が復旧したあとも、宅内配管の復旧が遅れ、生活用水の確保に支障が生じました。これは指定給水装置工事事業者の不足や、業者自身の被災等により施行体制の確保が困難になったことが要因とされております。このような状況を踏まえ国土交通省、水管理・国土保全局水道事業課長から、地方自治法第245条の4項に基づく、技術的助言として災害時における給水装置工事の円滑な実施に向けた条例整備等について、通知がなされております。本村におきましても、離島という地理的条件を踏まえますと、大規模災害時には同様の事態が想定されます。

次に、新旧対照表をお開きください。改正箇所は、第8条第1項でございます。改正前は、給水装置設置工事は、本村の管理者または管理者が指定した、指定給水装置工事事業者のみが施行する旨を規定しておりました。今回の改正では、同条第1項に、ただし書きを加え、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定した者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りではないと規定するものでございます。なお、本改正は非常時に限定するものであり、平常時の指定制度を変更するものではありません。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第32号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 玉城正朝君。

○ 公営企業課長 玉 城 正 朝 君

本条例において、「給水装置工事の施行」という表現を活用してありますが、これは上位法である水道法16条の2の規定においても同様に用いられており、本条例においても上位法の用語に合わせて規定しているものでございます。ほかの自治体の条例も確認いたしました。東京都の給水条例、横浜市水道条例、那覇市水道給水条例などにおいても、給水工事の施行と規定されていることから、伊江村においても以上の理由から、今回の議案第32号の伊江村水道事業給水条例の一部改正に施行とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第32号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号 伊江村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第17. 議案第33号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第33号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、地方税法の一部が改正されたことに伴い、新たに子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正する必要がある。というのが、この条例案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては、住民課長から説明させていただきますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

それでは今回の改正概要について、説明いたします。子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充を図るとともに、その財政基盤を確保するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されました。子ども・子育て支援金分は、国民健康保険税や各種医療保険制度に加入する方が、保険料と併せて負担する仕組みとなっており、子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険税の課税額に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものです。新旧対照表と、本日配付しております資料、両方を使って説明いたしますので、御準備方、よろしく願いいたします。

新旧対照表1ページ、第2条第1項第1号の改正は、子ども・子育て支援納付金の定義の追加と、追加したことによる「及び」から「、」への字句の改正でございます。第4号の追加の改正は、納付金に充てるための財源とする課税の名称とその定義を定めるための規定となっております。第3項の改正は、本条例を改正するにあたり、規定中の文言を整備するもので「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、改正前右側、改正前の括弧書きの部分については、不要な文言規定のため削除いたします。次の第5項の改正は、子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割、均等割、平等割に18歳以上被保険者の均等割を加算して、算定する規定を追加しております。

次のページをお願いします。左側、改正後の2行目、3行目は、子ども・子育て支援金に係る賦課限度額についての規定で、改正後の規定中に空欄部分がありますが、この部分に関しては令和8年3月31日に予定されている地方税法の改正によって定められますので、今回の改正では空欄としております。予定としては3万円を予定しております。次の第3条の改正は、前ページに同じ文言があるため、省略して表記するための改正であります。第5条第1項第4号のア中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える改正は、この後追加する第9条の7の条文が、子ども・子育て支援金分の世帯平等割を設定する条文で、特定世帯の定義を定めるための規定に追加するものです。この2ページの下段の改正から、次の3ページ中段まで、第9条の3の次に、第9条の4から第9条の7の条文を加えます。第9条の4については、子ども・子育て支援金分の所得割についての規定。

次の3ページです。第9条の5は均等割額、第9条の6は世帯内の18歳以上、被保険者均等割額、第9条の7は世帯平等割についての規定となっております。内容につきましては、本日配付しております資料の4ページをお願いいたします。算定方式と税率の考え方として、子ども・子育て支援金分は資産割を除く、い

わゆる3方式で算定し、税率については、沖縄県が示した標準保険料率を採用しております。採用理由として社会保険や後期高齢者医療保険などにおいては賦課項目に資産割の算定はなく、保険制度間の共通化を図ることとしたこと。国において、同一圏内の国保保険税の統一化を遅くとも令和18年度としていることから、将来を見据え3方式としております。表の下段、子ども・子育て支援金分の所得割額は0.27%、被保険者均等割は1人当たり1,197円、18歳以上均等割は、世帯に属する18歳以上につき1人当たり150円、世帯平等割は1世帯当たり789円となっております。

そのままこの配付資料、次の5ページお願いします。国保税には各種の軽減制度があり、新たな子ども・子育て支援金制度においても、既存の制度と同様に軽減制度が適用されます。同じ世帯の中に国保から後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人だけになった場合を特定世帯といい、医療分、後期支援分の平等割が5年間半額となり、その後3年間継続する場合においては4分の1が減額される制度でございます。その軽減制度を、子ども・子育て支援金分の課税額にも適用することとなっております。その部分につきましては、新旧対照表に戻ります、3ページをお願いします。中段の第9条の7のア、イ、ウの号を追加することで特定世帯への軽減についての平等割を定めております。次の第20条、第21条の改正は、規定中の文言の整備であります。

次の4ページをお願いします。上段の改正は、先ほどの新旧対照表2ページと同じく、子ども・子育て支援金に係る負担限度額についての規定で、各種軽減制度を利用してもなお、負担限度額を超える場合は、負担限度額を採用する旨の規定となっております。空欄部分については、専決処分にて行う予定となっております。この後の第21条第1号から、次の5ページ、6ページ、7ページまでの改正につきましては、また戻ります、配付資料にて説明いたします。配付資料の6ページをお願いいたします。保険税の軽減制度のうち、個人均等割及び世帯平等割について、世帯の人数と所得に応じて7割、5割、2割分を軽減する措置がありますが、今回の改正はその制度を子ども・子育て支援金課税額にも適用する旨の改正であります。6ページにおいては、均等割、平等割を7割軽減する制度についての表となっております。以前からの制度として、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護支援分について、均等割、平等割の軽減制度があり、矢印下の表が7割を軽減した後の額を示しております。その制度について右枠の子ども・子育て支援金分にも、同様の措置を行うこととなっております。

同様の次の7ページは5割軽減について、その次の8ページは、2割を軽減する措置について同様に、表の右枠部分、子ども・子育て支援金分の軽減制度を示しております。

資料9ページ、そのまま行きます。小学校入学以前の未就学児に係る均等割は半額に軽減される制度です。先ほどの6ページから8ページまでの軽減を行った後、さらに対象世帯にはこの軽減が適用される制度です。既存の医療保険分、後期支援金の軽減に今回、子ども・子育て支援金分を適用させることになっております。その下は産前産後に係る保険税の減額制度です。世帯に出産予定、または出産された方がいる場合、出産する方の出産月の前月から4か月分に相当する所得割額、均等割額を減額する制度です。その軽減制度について、子ども・子育て支援金分の所得割、均等割、18歳以上均等割分にも適用されることとなっております。また、一番下の部分です。18歳未満の世帯員は、子ども・子育て支援金分として課税された均等割額について、これまで説明した7割、5割、2割軽減、また軽減がかからない世帯、そして未就学児がいる世帯に係る各種軽減制度を適用した後の均等割額の残額を全て減額するということになっております。そのため、子ども・子育て支援金分の平等割は、結果的に18歳以上の方だけが徴収対象となり、18歳未満の方からは徴収しないということになります。イメージ的に言いますと、上の8ページに戻りまして、8ページのこの矢印の下、2割軽減後の課税額という表がありますけれども、その右枠子ども・子育て支援金分均等割額957円という部分がありますけれども、この2割軽減後は957円ですけれども、その軽減を全て適用した後、こ

の957円を減額するというところで、実質0円になるという規定がございます。のが、今から説明しますが、新旧対照表の7ページになります。

新旧対照表7ページの下段の改正は、先ほどの未就学児に対する減額の規定の追加になります。

次の8ページお願いします。第7号から第9号の追加の改正は、産前産後に係る子ども・子育て支援金分の所得割、均等割、18歳以上、被保険者均等割の減額の規定を追加しております。下段の第4項の追加の改正が子ども・子育て支援金の課税額のうち、均等割分について、18歳未満の世帯員がいる場合、これまで説明した各種軽減制度、適用後の均等割額の残額を全て減額するという規定となっております。

次の新旧対照表9ページ、第22条の改正につきましては、文言整備のための改正でございます。制定附則の改正です。制定附則の第3項から、この後12ページの第13項までの規定中、第9条の4を追加する改正は、それぞれの項の題名にある各所得を有する場合、子ども・子育て支援金分の算定基礎となる所得に含めるものとして追加する規定を行っております。

新旧対照表13ページ、この条例の附則として、第1項で、この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、第2項でこの条例による改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

資料に戻りまして、配付資料の10ページ、11ページ、最後のほうです。10ページは簡易的なモデルケースを示しております、一番最後の11ページ、字が小さくて申し訳ないんですけども、実際の村内の課税世帯で、令和7年度の課税状況をベースに、子ども・子育て支援金分を算定した際のシミュレーションとなっております。左端から世帯構成、所得額、固定資産税がある世帯もございまして、ない世帯もございまして。続きまして右端、一番右端に実際の子ども・子育て支援金分の月額を示しております。上位課税世帯、一番上のほうです。課税限度額まで達する世帯で、一番右側の支援金分が課税限度額まで達しており、年額で3万円、月額にすると2,500円。中位課税世帯、下位の課税世帯、一番下が所得なし世帯の実例額について、それぞれ右端月額で示しております。所得額や世帯員の人数、それに係る各種軽減措置などを適用して国保税が算出されますが、村内国保の加入世帯の約6割が一番下の所得なし世帯のほうに分布しております。参考までに御確認をお願いいたします。

以上で、議案第33号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第18. 議案第20号 伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定について、議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第20号 伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。
令和3年3月開催第2回定例会で議決いただきました、伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項に基づき議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

指定管理対象施設及び指定管理者に指定する者につきましては、下記の表に記載しているとおりでございます。また、指定期間につきましては、令和8年4月1日から、令和13年3月31日までの5年間としております。引き続き、8行政区に管理していただきたいということでの内容の提案理由になりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村コミュニティ施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第19. 議案第21号 伊江村製氷施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第21号 伊江村製氷施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村製氷施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

1 指定管理対象施設、名称 伊江村製氷施設。位置 伊江村字川平354番地の3。2 指定管理者に指定する者、伊江村字川平498番地、伊江漁業協同組合 代表理事組合長 八前隆一。3 指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村製氷施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村製氷施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第20. 議案第22号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第22号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村家畜市場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

1 指定管理対象施設、名称 伊江村家畜市場。位置 伊江村字東江上1110番地の2。2 指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 安谷屋行正。3 指定の期間、令和8年4月1日から令和9年3月31までの1年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村家畜市場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第21. 議案第23号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 内間常喜君。

○ 副村長 内 間 常 喜 君

議案第23号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村黒糖工場の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

1 指定管理対象施設、名称 伊江村黒糖工場。位置 伊江村字東江上1632番地。2 指定管理者に指定する者、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合 代表理事理事長 安谷屋行正を予定しているところでございます。3 指定の期間、令和8年4月1日から令和9年3月31までの1年間を予定しております。

以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村黒糖工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻14時29分)

再開します。

(再開時刻14時45分)

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第22 議案第12号 令和7年度伊江村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第12号 令和7年度伊江村一般会計補正予算(第8号)の提案理由を申し上げます。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億643万1,000円と定めたいと思えます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」によりたいと思います。

(地方債の補正) 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によりたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思います。第2表の繰越明許費ですが、2款の総務費で、3事業で、そして6款の農林水産業費で4事業、合計で9億1,617万2,000円を、翌年度に繰越しして事業を執行させていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

次の6ページをお願いいたします。第3表 地方債の補正です。1節の過疎対策事業債では2事業を充当しておりますが、補正前の額が1億4,400万円、補正額で340万円を減額し、1億460万円としたいと思います。うちソフト事業分については3,500万円から200万円を減額し、3,300万円としたいと思います。10節の辺地対策事業債は4事業で充当しております。補正前の額が1億1,500万円、補正額で1,040万円を減額し、1億460万円と定めたいと思います。合計で補正前の額が2億6,490万円から1,380万円を減額し、地方債を2億5,110万円に定めたいと思っています。

以上、詳細にわたりましては、事項別明細書をもって各担当課長から説明をさせますので、御審議方よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項2目法人154万円の減額です。調定実績による減額で法人税割分の減収によるものでございます。

次の2ページをお願いいたします。1款2項1目固定資産税60万1,000円の増額です。細節1. 滞納繰越分は、徴収実績による増額です。

次の3ページ、1款3項2目環境性能割3万6,000円の増額は、軽自動車の新規車両取得時に係る税で、課税台数の実績見込みによる増額です。3目種別割24万3,000円の増額は、1節現年課税分25万7,000円の増、2節滞納繰越分1万4,000円の減額、それぞれ徴収実績見込みによる計上です。

次の4ページをお願いします。1款5項1目鉱産税10万4,000円の増額は、今年度の実績見込みによる増額です。

次の5ページ、2款4項1目航空機燃料譲与税6,000円の増額は、県からの概算見込みによるものです。

次の6ページをお願いします。3款1項1目利子割交付金29万3,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

次の7ページ、4款1項1目県民税配当割市町村交付金59万1,000円の増額も、県の概算見込みによるものです。

次の8ページ、5款1項1目県民税株式等譲渡所得割市町村交付金21万3,000円の増額も、県からの概算見込みによるものです。

次の9ページ、7款1項1目地方消費税交付金561万7,000円の増額。細節1. 細節2. とともに県の概算見込みによるものです。

次の10ページをお願いします。8款1項1目ゴルフ場利用税交付金43万7,000円の減額も、県からの概算見込みによるものです。

次の11ページ、9款1項1目環境性能割交付金24万9,000円の増額も、県からの概算見込みによるもの

です。

次の12ページ、11款1項1目地方特例交付金31万2,000円の増額は、住宅ローン減税に係る減収補填分で実績によるものです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入13ページ、14款2項1目民生費負担金、1節、細節102. は、保育所職員給食代の実績見込みとして3万6,000円の減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

歳入14ページお願いします。15款1項1目総務使用料217万8,000円の減額は、細節103. 移住定住促進住宅使用料の実績による減額でございます。当初予算は、12戸で賃貸で予想、想定して計上しておりましたが、実績7戸の入居となりましたので減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

2目民生使用料、1節細節101. 保育所使用料は、両保育所、保育料と主食費の実績見込みとして3万円の減額でございます。細節103. は、村外出身者保育士の住居使用料として、月額1万円の5人分を計上しておりましたが、実際には2人のため、36万円の減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

3目衛生使用料89万円の減額計上でございます。1節細節103. 狂犬病予防注射登録手数料11万円の減額は、実績による減額でございます。全体で222頭、接種済みが160頭、うち集団接種が132頭、個人接種が28頭ございました。接種率72%でございます。2節、細節101. 村営墓地永代使用料78万円の減額につきましては、申請実績が1件ございましたので、減額するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

4目商工使用料134万円の増額は、細節101. から細節110. まで、実績見込みによる増減の補正でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入15ページ、15款2項1目総務手数料16万7,000円の減額です。1節徴税手数料は6,000円の増額で、細節101. から104. まで窓口実績見込みによる増減額の計上です。2節戸籍住民基本台帳手数料17万3,000円の減額も、細節101. から細節103. まで、窓口実績に伴う減額の計上です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産手数料656万3,000円の減額は、1節細節102. 堆肥販売料、細節103. 配達散布料と、細節104. 土壌分析装置使用手数料の実績見込みによる減額でございます。その中でも細節102. 堆肥販売料552万円の減額と、細節103. 103万2,000円の減額につきましては、当初計画において堆肥2,108トンの販売計画に対し、約1,200トンの販売実績になったことによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入16ページ、16款1項1目民生費国庫負担金は1,375万5,000円の増額計上です。2節児童手当国庫負担金は41万1,000円の減額で、実績見込みにより各細節で増減がございます。6節身体障害者福祉費国庫負担金は、国の交付決定及び実績見込みによる1,416万6,000円の増額計上です。詳細は、歳出で御説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

2目衛生費国庫負担金5万1,000円の減額は、2節母子保健衛生費負担金、細節101. 未熟児療育医療費負担金で、国の交付決定に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳入17ページ、2項1目民生費国庫補助金は37万3,000円の増額です。1節、4節ともに国の交付決定等による増減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

同じく2目衛生費国庫補助金、1節健康増進対策費補助金、細節104. 新型コロナワクチン接種費用助成金215万8,000円の減額は、令和7年度に65歳以上などの定期接種者のワクチン接種へ、接種1人当たり8,300円の国庫補助が廃止となり、皆減するものでございます。この国庫補助はB類疾病に区分された初年度である令和6年度のみ補助対象となっておりました。2節保健活動補助金53万円は、細節101. 妊娠・出産包括支援事業費補助金2万円の減額は、細節102. 産婦健康診査事業費補助金が、細節101. の事業へ統合され、細節102. 15万円を減額し、細節101. で計上し、その他の事業の産前・産後サポート事業や屈折検査費用、1か月児健診の交付決定を総じて減額となっております。細節410. 妊婦のための支援給付金70万円は、令和7年度の当初予算において、出産子育て応援交付金事業として200万円を計上していた事業が、令和7年4月から、新たな制度である妊婦のための支援給付事業となり、交付決定に伴い増額補正に併せて、細節の名称を変更するものでございます。主な制度の変更点は、補助割合が国庫3分の2から10分の1となります。支援給付金の金額については、妊娠時5万円と出産時5万円の変更はなく、支給する時期について、出産時の5万円支給が出産後から出産予定日の8週間前の妊娠後期面談時に支給することとなります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

同じく2目3節細節101. 合併処理浄化槽設置事業補助金83万円の減額は、実績に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

4目土木費国庫補助金326万3,000円の減額は、3節北部振興事業補助金、細節302. 本部港立体駐車場増設整備事業の実施設計業務の実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

7目総務費国庫補助金2,216万8,000円の減額です。1節総務費補助金のうち、細節102. の63万9,000円の減額は、令和7年5月に戸籍へのフリガナ記載にかかる確認通知を全国一斉に行っております。フリガナ記載にかかる戸籍システムの改修及び通知の作成や郵送代等の実績による減額です。細節103. は、会計年度任用職員のマイナンバーカードの申請受付事務や、窓口交付事務の勤務時間などの人件費実績による減額です。一つ飛ばしまして、細節440. 戸籍附票システム改修事業253万3,000円の増額は、国の補正予算にて、追加になった改修で、戸籍の附票に旧姓と旧姓のフリガナを記載するための、戸籍システムも改修による計上です。全額国費で対応し繰り越しにて実施いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

同じく7目、細節114. 離島活性化推進事業補助金は各課で事業を行っている事業の実績見込みによる減額になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入18ページ、16款3項2目民生費委託金40万8,000円の減額です。1節国民年金事務委託金41万5,000円の減額は、年金システム改修において、事業者の人的不足の影響により令和7年度内での対応が不可能となったため、令和8年度に延期して実施するため減額いたします。改修は令和8年度に実施しても、制度的影響はなく、また交付金の対象にもなることから今回減額いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

2節児童福祉事務委託金7,000円は、交付決定による増額です。

次きまして19ページ、17款1項1目民生費県負担金は705万7,000円の増額計上です。2節と5節、細節101. から105. は国庫負担金に対する県負担金でございます。細節107. は国庫負担金はありません、県負担金のみとなっておりますが12万円の減となっております。詳細につきましては、歳出で説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

2目衛生費県負担金、2節母子保健衛生費県負担金2万6,000円の減額は、細節101. 未熟児療育医療費負

担金の交付決定に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 知念浩司君。

○ 農業委員会事務局長 知 念 浩 司 君

3目農林水産業費県負担金29万2,000円の増額は、1節、細節101. 農業委員会組織関係交付金は、追加割当て内示に伴う計上で、細節102. 農地利用最適化交付金2万5,000円の減額は、交付決定通知に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

歳入20ページお願いします。17款2項1目総務費県補助金1,577万8,000円の計上は、1節、細節102. 沖縄振興特別推進交付金は、追加交付決定に伴い165万2,000円の増、細節103. 沖縄県町村支援事業費補助金1,844万7,000円については、県からの査定があったことによる計上でございます。細節105. 伊江村移住支援補助金420万円の減は、支援補助金の実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

同じく1節、細節399. 市町村広域連携支援事業補助金12万1,000円の減額は、年末調整事務委託業務の実績による減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

2項2目民生費県補助金は197万2,000円の減額でございます。1節、細節101. 2節、3節、細節101. につきましても、交付決定及び実績見込みによる増減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

細節102. 後期高齢システム補助金242万円の減額は、令和8年度から始まる子育て支援金に係る後期高齢者医療保険のシステム改修で、契約実績によるものです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

2目、3節、細節102. こども医療費補助金50万円の減額は、県補助対象となる0歳から15歳までの医療費の実績見込みにより、減額措置するものでございます。3目衛生費県補助金、2節母子保健費補助金、50万円の減額は、細節410. 妊婦のための支援給付金が、国庫10分の10補助となり皆減するものでございます。10節、細節101. 離島患者等通院費支援事業26万4,000円の減額は、実績見込みによる県補助金の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産業費県補助金1,153万8,000円の減額は、1節、細節129. 離島漁業再生支援事業から、細節479. 団体営調査設計事業まで、各事業実績に伴う増減でございます。減額等の主な事業は、歳出にて説明させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

6目土木費県補助金、1節、細節101. 県空港管理事務移譲交付金は、交付決定通知による124万8,000円の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

7目教育費県補助金258万9,000円の減額です。1節、細節332. は、学童を利用している1人親世帯の対象児童を15人として予算計上しておりましたが、実績見込みが11人となったことから9万円を減額します。細節351. は、県内市町村によるタブレット共同調達事業について、事業実績の確定及び県の交付決定に伴い177万5,000円を減額補正いたします。詳細につきましては、歳出にて説明いたします。細節352. は、要保護、準要保護の給食費は、本事業の対象外となるため、当初見込みにより準要保護認定者が1人増えたことから、実績見込みに基づき減額いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入22ページ、17款3項1目総務費県委託金17万7,000円の増額です。2節徴税费委託金の14万8,000円の増額は、個人県民税の賦課徴収に関する事務経費で、実績に基づくものです。4節戸籍住民基本台帳費委託金の2万9,000円の増額は、パスポートの申請や交付に係る窓口実績による増額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

4目農林水産業費県委託金24万2,000円の減額は、1節細節104. セグロウリミバエトラップ調査業務、村内48か所に設置しているセグロウリミバエトラップ調査業務の実績に伴う減税でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

6目土木費県委託金1,000円の減額は、細節102. 海浜地域清掃委託金で、県からの決定通知に基づく減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 玉城睦美君。

○ 会計管理者 玉 城 睦 美 君

歳入23ページ、18款1項2目1節248万5,000の計上は、細節1. 株式配当金47万4,000は、実績による増額計上でございます。細節2. 基金利子201万1,000円は、定期預金利率の上昇による増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

歳入24ページ、2項1目財産売払収入397万4,000円の計上は、1節細節101. 土地売払代金で、村有地2筆、売却に伴う計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

歳入25ページ、19款1項3目総務費寄附金2,100万円の計上は、細節101. 企業版ふるさと納税寄附金で、今年2月と3月に寄附がございました5社の寄附を計上しております。寄附された会社は、キョーラク株式会社、株式会社沖縄銀行、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社りゅうせきの5社になります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

4目教育費寄附金89万円の増額は、寄附金の実績見込み額にて計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

歳入26ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金1億2,077万円の減額は、1節、細節1. 財政調整基金繰入金で、本補正予算の財源調整分としての減額措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

4目未買収道路用地取得基金91万2,000円の減額につきましては、未買収道路用地取得実績に基づき繰入金を減額するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

11目特定防衛施設周辺整備調整交付金基金1,600万円の減額は、細節1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金で、基金事業を実施しております伊江村環境衛生施設維持運営事業で200万円の減、伊江村学校給食事業で1,400万円の減額で、ともに事業実績に伴う減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

会計管理者 玉城睦美君。

○ 会計管理者 玉 城 睦 美 君

27ページ、22款2項1目細節1. 預金利子51万2,000円の計上は、普通預金の利率引上げによる増額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

28ページをお願いします。22款3項4目過年度収入8万1,000円は、1節、細節101. で、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の精算金の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

同じく6目雑入162万1,000円の増額計上です。その中で細節305.の後期広域連合精算償還金938万8,000円の増額は、広域連合の令和6年度決算に伴う精算です。なお、その他の各細節につきましては、事業実績、交付決定、使用料や団体負担金及び受託事業の実績に基づく増減額の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

歳入29ページ、23款1項1目村債1,380万円の減額でございます。1節過疎対策事業債340万円の減額、10節辺地対策事業債1,040万円の減額、いずれも事業費の確定による起債充当額の減額でございます。

次に、歳出予算の説明に移らせていただきます。説明に入る前に、各款ごとの共通事項といたしまして、人件費、旅費、需用費及び役務費等の事務費の実績に伴う減額補正につきましては、説明を割愛させていただきます。また、新規あるいは増額補正、または予算の組替えなど、特段に説明を要する項目以外につきましても、各課長による予算の説明を省略させていただきますので、御理解と御了承をお願いします。

それでは歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目議会費52万5,000円の減額です。各節とも、これまでの実績及び今後の予定を見込んだ減額でございます。

歳出2ページをお願いします。2款1項1目一般管理費601万4,000円の減額です。10節、細節4.印刷製本費13万7,000円の計上は、全庁用納付書などの印刷物の発注が想定よりも多く、予算に不足が見込まれることからの計上でございます。13節、細節1.自動車航送料等11万2,000円の計上は、E T C取扱い車両を使用した出張時における高速道路の利用が増えたことによる計上でございます。2目文書広報費29万2,000円の計上でございます。11節、細節2.広告料2,000円につきましては、予算に不足が生じていることからの計上。細節5.戸別受信機取付料29万円の計上は、落雷等によりデジタル戸別受信機の不具合等が、例年より多かったことにより、予算に不足が見込まれることから計上をお願いいたします。3目は割愛いたします。4目財産管理費1億1,315万1,000円の計上です。10節、細節5.光熱水費61万5,000円の計上は、昨年記録的な高温により、空調を使用する時間が多くなったための増額補正でございます。細節6.修繕料125万円の計上は、庁舎の老朽化により、トイレの故障をはじめとする修繕が例年より多かったことにより、予算に不足が見込まれることから計上をお願いいたします。13節、細節8.借上料5,000円につきましては、実績による予算に不足が見込まれることからの計上でございます。24節積立金1億1,200万円の計上です。細節102.から細節114.まで、本補正予算の財源調整額として、それぞれに増額での予算計上を行っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

企画課長 新保礼人君。

○ 企画課長 新 保 礼 人 君

細節114.企業版ふるさと納税積立金は、歳入で御説明いたしました5社のうち1,200万円を企業版ふるさと納税基金として積み立てるものでございます。続きまして5目企画費2,762万5,000円の減額です。うち1節報酬から11節役務費までは、実績見込みによる計上でございます。うち2節給料、8節、10節、11節にございます細節357.地域おこし協力隊支援事業は、今年度情報発信業務として協力隊員を募集いたしました。が、採用に至らず減額となっております。また、10節、細節4.印刷製本費13万円の増は、広報誌のページ増により、広報誌作成の費用に不足が生じるため増額をしております。また11節役務費、細節363.特定専

門職定住促進住宅整備事業4万円の増は、整備工事中間完了検査等に手数料にて不足が生じるための増額を行っております。12節委託料43万3,000円の減額ですが、細節105. 北部振興事業等支援業務委託費は、実績により100万円の減額となります。細節107. パークゴルフ場指定管理委託料につきましては、1,200万円の増額となっております。パークゴルフ場の維持管理費に、指定管理料と入場料の施設収入を充てておりますが、物価高騰や人件費の増により維持管理費に不足が生じていることから、増額補正をしております。細節108. 沖縄銀行業務提携委託料は9,000円の増。細節125. 情報通信サーバー機器保守管理委託料は、今回答弁をさせていただきましたが、セキュリティ強化システムの未導入、実施未導入のため63万円の減額をしております。細節680. 移住定住促進事業、移住定住情報作成委託料の実績により1万2,000円の減額となっております。続きまして13節、使用料及び賃借料1,312万円の減額は、細節3. 電算機リース料1,300万円の減額は、本年度、先ほどお話ししました実施を予定しておりました強化サーバーのシステムの未導入のための減額となっております。細節236. 施設区域取得事務費及び細節680. 移住定住促進事業は、実績による減額となっております。17節備品購入費150万円の減額も、先ほどお話ししました強化サーバーシステム導入の未導入のため、機器の整備を行いませんでしたので、減額となっております。18節負担金補助金及び交付金789万4,000円の減額は、細節202. 北部広域圏事務組合振興負担金99万9,000円の減額、北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業の減額が生じたため減額となっております。細節357. 地域おこし協力隊支援事業、この事業は地域おこし協力隊員が企業のために支援する事業となっておりますが、該当者がいなかったため減額となっております。細節386. 沖縄振興特別推進交付金事業150万円の増は、自動車航送コスト負担軽減事業を実施しております。自動車航送コストの実績見込みが増加するため、増としております。細節680. 移住定住促進事業739万円の減は、移住者の企業や就業移住に関する支援事業でありましたが、実績がなかったため減額としております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

6目庁舎建設費1,345万2,000円の減額は、1節報酬から次の5ページ、13節使用料及び賃借料まで、実績見込みによる減額でございますが、12節委託料1,319万円の減額につきましては、伊江村新庁舎等複合施設整備基本計画策定業務の入札執行残となっております。なお、本基本計画策定業務は、建設用地の決定に時間を要し遅れたことにより、令和7年度内完了が困難になり、令和8年度へ繰越しをいたしますことを御了承ください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出6ページ、2款2項1目税務総務費107万5,000円の減額です。1節から18節まで事務実績による減額です。2目賦課徴収費43万5,000円の減額です。12節委託料の減額は、軽自動車検査協会への委託で、車両の移動手続件数によるものです。

次の7ページ、22節償還金、利子及び割引料42万円の減額は、細節101. 102. とともに案件実績による減額です。

次の8ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費5万4,000円の減額です。そのうち12節委託料の細節440. 戸籍附票システム改修事業は253万4,000円の増額です。戸籍附票への旧姓の併記と、そのフリガナの記載を可能とするためのシステム改修で、国の補正予算により全額補助にて実施することとなり繰越しにて執行いたします。細節102. 戸籍情報システム標準化事業は132万円の減額です。戸籍システム

の標準化の一部改修において、標準化以降の延期や改修業者の体制逼迫などにより、令和8年度に延期し改修するための減額です。細節376. 戸籍氏名振り仮名対応事業は61万4,000円の減額で、契約実績によるものです。そのほかの科目は、事務実績による減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

歳出9ページ、4項1目選挙管理委員会費18万2,000円の減額は、8節から13節まで委員会事務実績に基づく計上です。

歳出10ページをお願いします。7項1目交通安全対策費2万4,000円の減額です。10節細節6. 修繕料150万円の計上は、横断歩道や車両停止線、横断歩道予告の区画線が経年劣化により見えづらい箇所がございまして、その塗り替えを行うことから予算に不足が見込まれるため、14節工事請負費からの予算の組替えをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出11ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費は844万9,000円の減額でございます。10節は、福祉課車両のさび止め、塗装の修繕に伴う予算の組替えでございます。12節は、システム改修内容に変更があり、当初見積もりとの差額が生じたための減額でございます。18節は、実績に伴う減となります。細節129. は、老人クラブの各種大会等における補助金で、実績による15万円の減額。細節131. は、85歳以上の対象高齢者377人寄贈しております。細節132. シニアカー補助実績は、新車2台、中古車3台、修繕3台の実績見込みを勘案しての計上でございます。細節317. は、障害手帳保持者の175人に対し、障がい者激励金を給付しております。細節318. は、実績がないための皆減となっております。細節396. 定額減税補足給付金476万円の減額は、実績としまして、297人に対し811万円の給付実績でございます。19節扶助費は、実績見込みによる41万円の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

2目国民年金事務費は52万円の減額です。11節役務費は、年金システムの改修について、補正予算で計上しましたが、改修業者の体制逼迫などにより令和8年度に延期し、改修するための減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出12ページ、3目民生委員費は、実績により5目戦跡保存費は山グシ壕の工事が終了しましたので、その減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

6目介護保険費194万9,000円の減額です。1節から18節まで、人件費や事務実績による補正であります。そのうち10節需用費、細節269. の介護支援事業費の49万9,000円の減額は、介護用品支給事業の実績によるもので、当初予算の計上時の人数よりも実績が減っているため減額いたします。11節役務費の細節270. 包

括支援事業の5万8,000円の増額は、包括支援センター専用の携帯電話の契約による増額。12節委託料の配食サービス委託料は、64歳以下の人工透析患者に対する配食サービスで実績見込みによる減額でございます。18節負担金補助金及び交付金の細節105. 福祉車両改造費用等補助金50万円の減額は、個人に対する福祉車両や改造費用に充てる補助金で、今年度申請案件がなかったための減額でございます。申請における要件緩和等を行いました。今年度は実績がありませんでした。細節107. の高齢者福祉施設車両購入費補助金は、今年度プロテクトとふさと苑への車両購入費に対する補助実績によるものです。細節269. の介護支援事業は、加齢性難聴者補聴器購入費助成事業で、課税者1人、非課税者3人の助成実績による残分の減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出13ページ、7目老人保護措置費、19節扶助費は、入所者1人分の利用実績による19万6,000円の減額でございます。8目身体障害者福祉費は1,100万1,000円の増額です。1節から18節までは実績及び実績見込みによる減額となっております。19節扶助費は1,133万円の増額でございます。細節102. の46万円は、実績見込みによる増、細節103. 障害福祉サービス利用者増と、報酬改定により予算の不足が見込まれ1,500万円の増額計上です。利用者は当初より7人増の利用者82人となっております。その他細節については、実績見込みを勘案し減額となっております。

次の14ページ、2項1目児童福祉総務費は779万2,000円の減額となっております。子育て支援センターに関する予算など各節において、実績見込みによる減額となっております。8節、細節378. は、村外からの訪問介護の実績見込みを勘案し30万円を減額。当初予算では平日5日間で計上していましたが、実際は週1回程度となっており、その差額分の減額となっております。13節、細節8. は保育士のアパート借上料として、当初予算で5人分を計上していましたが、実際は2人が対象となり実績による204万円の減額でございます。18節は実績による減でございます。2目児童措置費959万5,000円は、児童手当の実績見込みによる減額。3目保育所費は1,065万円の減額となっております。

次の15ページをお願いします。1節から8節までは、実績または実績見込み、経費節減等による減額となっております。18節、細節654. 地域型保育事業は283万円の減額となっております。なお、歳入についても今定例会で計上すべきでございましたが、次の臨時会で増額計上したいと考えております。申し訳ありませんが御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

歳出14ページにお戻りいただきたいと思っております。3款2項1目、19節扶助費、細節102. こども医療費助成金100万円の減額は、こども医療費の実績見込みによる減額計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳出17ページ、3款3項3目後期高齢者医療費337万1,000円の減額です。12節委託料の286万6,000円の減額は、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修で契約実績による減額です。27節繰出金49万6,000円は、後期高齢者医療特別会計の事務費実績による減額です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

歳出18ページです。4款1項1目保健衛生総務費は126万2,000円の減額でございます。3節職員手当等18万6,000円の計上は、細節4. 人事異動による住居手当の計上でございます。10節需用費の61万9,000円の計上は、医療従事者と保健師住宅2棟の清掃費用と併せて診療所施設内の駐車場を、障がい者スペースエリアを含んだ区画線の整備を行いたく増額計上をお願いいたします。19節、細節333. 離島患者等通院費支援事業198万7,000円の減額は、実績見込みによる減額計上でございます。2目予防費1,476万6,000円の減額でございます。主な要因は、10節需用費、細節10. 医薬材料費で190万円の減額と、12節委託料1,200万6,000円の減額によるものでございます。細節10. 医薬材料費の減額は、新生児及び小児の予防接種や子宮がんワクチンの接種人数の減少に伴う、ワクチン注文数の減額によるものでございます。12節委託料の減額は、細節101. 予防接種委託料で、インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルスワクチン接種の実績により499万4,000円の減額。細節102. 住民健診委託料で昨年7月の働き盛り健診が台風により中止となり、10月の住民健診と併せた開催となり、健診受信者が当初予算で積算した人数よりも減少したため468万6,000円の減額となります。細節105. 村外個別予防接種委託料は、村外医療機関で各種予防接種を受けた人数の実績により192万8,000円の減額となっております。その他1節から次の19ページの18節まで、各細節は事務事業の執行実績により減額するものでございます。

続いて19ページ、3目母子保健事業費は207万8,000円の減額でございます。12節委託料、細節102. 妊婦診査委託料で当初積算の30人に対して、健診受診者が24人となり、6人分の70万円の減額となるものでございます。18節、細節101. 1か月児健康診査助成金1万9,000円の減額は、助成対象者2人の実績による減額でございます。19節扶助費128万5,000円の減額は、細節104. から細節410. まで需要実績による減額で、特に細節104. 不妊治療費助成金95万5,000円の減額は、実績で延べ4人、細節410. 妊婦のための支援給付事業30万円の減額は、1回目の親子手帳交付時で24人、2回目の子育て応援で20人の合計44人が実績数となっております。今後の新規申請も含めた減額となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西 江 忍 君

4目環境衛生費554万2,000円の減額は、村立聖苑の運営に係る経費で、実績に基づく減額でございます。ページあけまして、歳出20ページ、12節、細節369. 伊江村立聖苑施設機能強化整備事業253万1,000円の減額は、今回行われました実施設計業務の執行残を減額するものでございます。18節、細節102. 合併浄化槽設置整備事業補助金166万円の減額につきましては、当初5人槽の5基を予定してございましたが、申請実績がございませんので減額するものでございます。7目ハブ対策事業費273万円の減額は、12節の伊江村ハブ対策事業の入札執行残を減額するものでございます。

歳出21ページ、4款2項1目清掃費120万8,000円の減額は、産廃処分場や湧出、スサカ処分場等の運営に係る経費で、実績に基づく減額でございますが、10節の細節5. 光熱水費で7万円の増額につきましては、湧出、スサカ処分場の電気料金に不足が見込まれますので増額計上してございます。2目E&Cセンター運営費426万8,000円の減額は426万2,000円の減額は、3節から13節まで施設運営に係る実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 知念浩司君。

○ 農業委員会事務局長 知 念 浩 司 君

歳出22ページ、6款1項1目農業委員会費743万5,000円の減額でございます。8節旅費220万2,000円の減額のうち、細節4. 委員普通旅費198万円の減額は、昨年10月に県外視察研修を予定しておりましたが、新型インフルエンザが全国的に蔓延したことにより、参加委員が少なく視察研修を取りやめたことに伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 浦崎 悟君。

○ 農林水産課長 浦 崎 悟 君

2目農業総務費20万5,000円の減額は、実績によるものです。3目農業振興費4,645万2,000円の減額は、1節報酬から次の23ページお願いします。15節原材料費まで、各事業、事務の執行実績に伴う減額ですが、その中でも12節委託料、細節330. 農産物冷蔵保管施設導入事業について、地質調査業務の見直しや、建築改修設計業務の見直しにより2,000万円の減額となっております。

次の歳出24ページお願いします。17節細節313. 落花生出荷体制構築事業132万7,000円の減額は、入札残に伴うものです。18節負担金補助金及び交付金1,654万5,000円の減額は、細節116. 農業共済事業普及推進補助金から、細節684. 新規畑人資金支援事業まで、各事業の実績に伴う減額ですが、その中でも細節352. 園芸作物生産振興対策事業376万6,000円の減額は、太陽の花への平張り施設導入補助金で、補助先による入札実績による減額です。今年度は3戸の農家が平張り施設の整備を行いました。細節374. 伊江村農産物生産安定支援事業885万円の減額は、実績によるものですが、当該事業は農薬購入費の10%、肥料購入費の5%、出荷箱購入費の10%を補助する事業で、今年度はJAへ842万3,000円、太陽の花へ1,232万4,000円、たばこ耕作組合へ236万8,000円、合計2,311万7,000円の実績でございました。細節684. 新規畑人資金支援事業300万円の減額は、新規就農者へ年間150万円を3年間給付する事業で、現在9人が受給しており、実績に伴う減額でございます。4目複合作物振興費、10節細節6. 修繕料10万円の減額は、実績に伴うものです。5目畜産業費503万1,000円の減額は、8節旅費から18節負担金補助金及び交付金まで、実績に伴う増減補正でございますが、その中でも12節委託料、細節102. 死亡獣畜処理施設管理委託料130万4,000円の計上は、当該委託料は、JA伊江支店へ死亡牛の冷凍コンテナによる保管、輸送、処分業者での処分の費用としての委託費でございますが、人件費、処分費用の値上がりによる増額でございます。18節負担金補助及び交付金553万7,000円の減額は、細節370. 伊江村山羊振興対策事業（推交）146万1,000円の減額は、優良繁殖元山羊の導入費2分の1を補助するものですが、20頭の計画に対し15頭の実績となり減額でございます。細節651. 優良繁殖雌牛増頭支援事業（推交）407万6,000円の減額は、優良繁殖雌牛導入費の2分の1の補助について、60頭導入計画に対し41頭の実績となり減額でございます。

次の歳出25ページお願いします。6目畜産共進会費132万6,000円の減額は、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで、共進会運営に係る実績に伴う減額でございます。7目農地費739万4,000円の計上は、1節報酬から11節役務費までの減額は、事業実績に伴う減額です。12節委託料4,206万6,000円の計上は、細節375. 不発弾等事前探査事業の追加の内示があり196万5,000円と、細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）の測量設計業務費として、工事請負費から4,150万円の組替えによる増額であり、いずれの事業につきましても、別表第2繰越明許費として計上させていただいております。13節使用料及び賃借料から、次の歳出26ページお願いします。16節公有財産購入費まで、事業執行実績に伴う減額ですが、その中でも14節工事請負費について、先ほどの委託料での御説明のとおり、細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）、12節委託料へ4,150万円を組替えしております。18節負担金補助金及び交付金1,131万9,000円の増額は、細節307. ミナト・ヨサシ原地区から、細節658. 県営農業水路等長寿命化事業（寺前地区）までの県営事業につきましては、今年度の県事業実績に対する村負担金の増減でございます。細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）14万

4,000円の増額は、追加補正に伴う事業費の増額に伴い、沖縄県集落排水協議会への負担金の増額のため計上でございます。8目溜池建設費については、補正はございませんが、一般財源1,000万円を企業版ふるさと納税寄附金へ組替えていることからの財源組替でございます。10目堆肥センター運営費74万1,000円の減額は、1節報酬から次の歳出27ページをお願いします。13節使用料及び賃借料まで事務実績に伴う減額です。

歳出28ページ、2項1目林業総務費3万1,000円の計上は、4節共済費から13節使用料及び賃借料まで、事務実績に伴う増減でございます。2目林業振興費247万3,000円の減額は、10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、事業実績に伴う減額ですが、その中でも12節委託料212万6,000円の減額は、細節101. 松くい虫駆除委託料、細節113. 緑化木病害虫防除事業について、今年度は松くい虫などの病害虫被害がなかったための減額です。26節公課費2万円の計上は、登録から13年計画する車両重量税増加の見落としがあり、不足分の計上でございます。よろしく願いいたします。

次の歳出29ページをお願いします。3項1目水産業総務費2万円の減額と、2目水産業振興費106万2,000円の減額は、各節とも事業実績に伴う減額です。3目漁港建設費200万円の減額は、調整交付金で実施している具志漁港冷蔵庫更新に関わる工事費の入札残としての減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻15時52分)

再開します。 (再開時刻16時02分)

7 商工費。

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金城 幸 人 君

歳出30ページをお願いいたします。7款1項1目商工総務費128万4,000円の減額です。18節、細節710. 伊江村経済対策商品券配布事業108万2,000円の減額は、昨年8月に配布したタッチゅん商品券、第9弾の換金実績により減額しております。2目商工振興費649万円の減額です。各節ごと、実績見込みによる増減でございますが、2節及び3節の403. 地域おこし協力隊(観光振興)は、伊江島観光協会に配置する職員2人分の人件費でございますが、今年4月からの採用となった皆減しております。また10節、細節6. 修繕料において、ミースイ公園の舞台照明の設置及びリリーフィールド公園内の電柱の取替えなどで107万5,000円を増額計上しております。

歳出31ページ、3目はにくすに関連費9万1,000円の減額につきましても、実績見込みによる減額でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 西江 忍君。

○ 建設課長 西江 忍 君

歳出32ページをお願いします。8款1項1目土木総務費23万円の減額。2目特別事業対策費515万円の減額は、ともに事務事業実績見込みにより減額でございます。

歳出33ページ、8款2項1目道路維持費100万円の減額。2目道路新設改良費99万8,000円の減額、3目排水維持費85万円の減額は、ともに各節の事業実績により減額でございます。

歳出34ページ、8款3項1目住宅管理費56万8,000円の減額、2目住宅建設費432万9,000円の減額。住宅管理費につきましては、事務事業実績に伴う減額でございます。住宅建設費につきましては、12節委託料の公営住宅等長寿命化計画会計業務の執行残を減額するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島袋英樹君

35ページでございます。4項1目空港管理費13万2,000円の減額は、8節、12節ともに実績による減額でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

歳出36ページ、8款6項1目港湾建設費700万4,000円の減額は、12節委託料の細節302. 本部港立体駐車場増設整備事業の委託料の入札残及び実績に伴う減額でございます。

○ 議長 渡久地政雄君

建設課長 西江忍君。

○ 建設課長 西江忍君

歳出37ページ、8款7項1目河川総務費、補正はございませんが、財源内訳のとおり財源組替えの措置を講じてございます。

○ 議長 渡久地政雄君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出38ページ、10款1項1目教育委員会費は、実績見込みによる減額でございます。2目事務局費1,368万7,000円の減額です。12節、細節118. は、保幼小連携アドバイザーの日給が9,000円から9,500円に改定されたため、それに伴い委託料を10万円増額計上しております。細節398. GIGAスクール整備事業にて、3学校のネットワークの見直しを行い最適化構築を実施する予定をしておりましたが、ネットワークアセメントを実施した結果、ほとんどネットワークを変更せずに、一部機器の追加程度で最適化が実施できましたので、実績に基づき201万7,000円を減額しております。17節細節351. は県内市町村によるタブレット共同調達事業の実施により、1台当たりの調達価格が当初見込みの6万1,100円から5万4,560円となり、6,540円の削減となりました。これにより407台分で約266万2,000円の残額が生じますが、この残額予算を活用し、幼稚園、小学校等において使用しているコンピューター10台の更新を行い、残余額76万7,000円を減額補正しております。18節、細節10. は、歳入と同じく寄附金の実績見込みによる計上でございます。細節25. 塾料支援（貧困対策）61万7,000円の増額は、当初月額平均1万6,000円で見込んでおりましたが、現在約1万8,000円となっており、実績見込みにて計上しております。

次の39ページお願いします。細節26. 塾料補助（子育て支援分）375万2,000円の増額でございます。月額平均が1万6,000円から、約1万8,000円へ2,000円増額となっていることに加え、本塾料での見込み申請者が25人から40人に15人増加しており、実績見込みにて計上しております。細節392. 交通費負担軽減事業1,138万6,000円の減額です。本事業は高校へ進学した生徒の保護者2人までを対象に、学校行事へ参加する際の渡航費及び宿泊費について、3回まで支援を行うものでございます。当初予算計上時は、県内の生徒113人、県外8人、計121人の生徒の保護者を対象に、事業費を算定し、全体の8割程度を見込み1,257万円を予算計上しておりました。しかしながら、領収書をなくした等の理由から、現在申請率は5%にとどまっております。実績見込みを勘案して減額補正しております。これまで保護者へ5回の書面通知や保護者間のグループラインにも通知を依頼し、実施するとともに、申請期間を12月末から3月6日まで延長しましたが、良い結果が見込めないため、次年度は本事業の意向調査を行い改善が可能かどうか、内閣府とも協議をしながら取り組んでまいります。

歳出40ページを飛ばしまして、歳出41ページをお願いします。2項2目教育振興費86万4,000円の増額です。17節備品購入費8万円の増額計上は、来年度西小学校の特別支援学級が1学級増となり、教師用教科書及び指導書に不足が生じるため当該経費を計上しております。19節、細節101. は、物価高騰による給食費の1か月単価の適正化により、小学校は6,000円に改定しておりますが、準要保護者は村の補助を受け、負担額は1,900円でした。当初予算計上時は前年度実績を勘案して計上しておりましたので、今回、給食費の改定に伴う増額分を実績見込みにより128万5,000円を増額計上しております。なお、本事業につきましては、普通交付税にて措置されるものであります。

歳出42ページ、こちらは普通交付税ということです。続きまして10款3項1目学校管理費は、実績見込みによる減額です。2目教育振興費164万5,000円の減額です。17節、細節408. 電子黒板整備事業は86型電子黒板、12台の整備に係る入札残を減額しております。19節、細節101. 要保護、準要保護就学援助費は、小学校同様、中学校は6,400円に給食費を改定しておりますが、保護者の給食費負担額は村の補助を受け2,250円で行いました。給食費の改定に伴う増額分を実績見込みにより80万5,000円を増額計上しております。3目学校建設費125万6,000円の減額は、伊江中グラウンド整備の実施設計委託の入札残を減額しております。

歳出43ページ、4項1目幼稚園費738万3,000円の減額です。10節、細節402. 離島活性化読書環境構築支援事業7,000円の増額です。本事業は、月間絵本を購入し、園児配付するとともに、図鑑セットの購入を行うものでありますが、配付した月刊絵本の内容確認のための保存用絵本分が計上漏れとなっておりましたことから、追加計上しております。よろしくお願ひいたします。

歳出44ページを飛ばしまして、歳出45ページ、5項1目社会教育総務費276万1,000円の減額です。12節、細節616. 就業意識向上支援事業の減額につきましては、当初伊江小学校及び西小学校5年生の村外企業訪問を予定しておりましたが、本年度は県の事業で同様の取組が採択されたことから、当該経費を減額しております。18節、細節617. 各種検定補助事業140万円の減額は、当初2月に実施しました英検ジュニア検定は、全児童を対象に計画をしておりましたが、担当教員による協議の結果、例年どおり3年生以上での申し込みとしたことからの当該経費を減額しております。2目公民館費及び3目文化財保護費は、実績見込みによる減額でございます。

47ページ、6項1目保健体育総務費52万1,000円の増額です。18節、細節101. スポ少大会派遣費助成事業67万円の増額は、相撲及びスナックゴルフの全国大会派遣に係る支出により、不足が見込まれことから補正計上しております。2目体育施設費は、実績見込みによる減でございます。3目学校給食費483万3,000円の減額です。

次の48ページをお願いします。10節、細節368. は学校給食費に係る賄材料費を計上しております。当初は、当該賄材料費の全額を基金充当できることを想定して予算計上しておりましたが、その後防衛施設局との調整の中で、他自治体と同様に賄材料費ではなく、徴収する給食費の経費に基金充当するよう指導があり、あわせて県補助事業分及び要保護、準要保護の給食費分につきましては、基金対象外として取扱うこととなりました。このため改めて、基金充当額を積算した結果、26ページの歳入20款2項11目の特定防衛施設周辺整備調整交付金基金につきましては、1,400万円を減額補正することとなっております。12節及び14節の細節361. の減額につきましては、施設内外のLED化整備工事に係る入札残及び予定していた受電変電設備、いわゆるキュービクルが環境省によるCO₂削減対応の新規格へ変更となり、年度内の納期が見込めないことから、次年度に改修することとしたため減額しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 島袋英樹君。

○ 総務課長 島 袋 英 樹 君

歳出49ページお願いします、13款1項2目土地開発基金費2万7,000円の計上は、土地開発基金の利息見込み額を積立金として計上する措置でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 島袋裕次君。

○ 福祉課長 島 袋 裕 次 君

歳出50ページ、3項1目22節、細節101. は自立支援医療費国庫負担分の過年度支出として230万円の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

同じく細節201. 保健事業負担金精算分14万8,000円の計上は、子ども・子育て応援交付金事業、自殺対策強化事業、歯科疾患予防等事業、感染症予防事業の4事業の令和6年度の国庫負担金の確定に伴う精算分の計上でございます。

以上で、議案第12号 令和7年度伊江村一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

1つ訂正をお願いいたします。私、歳出48ページ、10節、細節368. にて調整、「防衛施設局との調整の中」と説明をいたしましたが、「防衛局」の間違いでございましたので、訂正してお詫びいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

進行します。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第23 議案第13号 令和7年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名 城 政 英 君

議案第13号 令和7年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,203万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,914万8,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

予算の詳細にわたります、事項別明細書をもって医療保健課長が説明いたしますので、御審議方よろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 万寿祥久君。

○ 医療保健課長 万 寿 祥 久 君

歳入1ページをお開きください。1款1項1目診療手数料1,203万8,000円の減額は、1節細節101. 窓口収入で153万2,000円の減額、細節102. 国保分で100万円の増額、細節103. 社保分は425万円の減額、細節104. 予防接種・検診料等は522万8,000円の減額、細節105. 介護分は202万8,000円の減額でございます。そ

れぞれ実績見込みを勘案しての補正計上でございます。

続きまして、歳出1ページをお願いいたします。診療所特別会計におきましても一般会計と同様に、人件費、旅費等の事務費の実績に伴う減額補正につきましては、説明を割愛させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。1款1項1目診療所事務費644万9,000円の減額でございます。そのうち10節、細節5. 光熱水費160万円の減額は、電気料が想定より安くなり減額するものでございます。12節委託料271万2,000円の減額は、細節117. デジタルX線診断システム保守管理委託料で105万円が減額となります。理由としましては、今年度に新たなX線診断システム機器の導入により、今年度の保守管理委託料の内容を精査し、保守費用の減額となりました。細節124. 代診業務委託料164万円の減額は、琉大病院や那覇市立病院などの代診派遣や休日における医師や、放射線技師のオンコール業務の実績見込みを勘案した減額が主な要因となっております。

歳出2ページ、2目透析センター事務費は431万8,000円の減額です。そのうち10節需用費、細節5. 光熱水費93万円の減額は、診療所と同様の減額計上でございます。12節委託料、細節111. 代診業務委託料162万円は、臨床工学技士1人体制の期間、応援臨床工学技士の委託料の実績に伴う見込みによる減額でございます。

歳出3ページをお願いいたします。2款1項1目診療所医業費150万円の減額です。12節委託料、細節102. 臨床検査一部委託料30万円の減額は、外部検査の実績見込みによるものでございます。13節、細節101. 医療機器リース料120万円の減額は、在宅酸素の貸出件数の実績減少による減額でございます。2目透析センター医業費24万円の減額は、12節、細節101. 臨床検査一部委託料で、外部検査の実績見込みによるものでございます。

歳出4ページをお願いいたします。3款1項1目予備費46万8,000円の増額は、本補正予算の財源調整として補正するものでございます。

以上で、議案第13号 令和7年度伊江村診療所特別会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第24 議案第14号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第14号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の、提案理由を申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,709万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,629万円と定めたいと思います。2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって、住民課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税29万3,000

円の増額です。1節から3節までの現年課税分については、12月補正後からの資格者の異動実績及び今年度の徴収実績見込みに伴う増額です。4節から6節までの滞納繰越分も徴収実績見込みに伴う増減の補正となっております。

次の2ページをお願いします。3款1項1目手数料1万4,000円の減額です。1節、2節ともに窓口実績による減額です。

次の3ページ、6款1項1目保険給付費等交付金2,755万1,000円の減額です。1節普通交付金1,965万円の減額は、歳出の医療給付費の減額見込みによる減額となっております。2節特別交付金の細節102. 特別調整交付金分の790万1,000円の減額は、県からの交付決定によるものですが、当初予算計上時の県の試算より特別事情の療養給付費が減少になったことが要因であります。

次の4ページをお願いします。10款4項6目雑入、17万3,000円の増額です。市町村負担金として国保連合会のクラウドシステム機器更新分の積立費用がありますが、国保連合会において国が運営するクラウドシステムへ移行するため、機器更新が不要となったための返還分であります。

次の歳出1ページです。1款1項1目一般管理費18万9,000円の減額です。3節から13節まで事務実績による減額。

次の2ページをお願いします。1款3項1目運営協議会費8,000円の減額も実績によるものです。

次の3ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費2,000万円の減額は、年度末までの給付実績見込みによる減額です。同じく3目一般被保険者療養費40万円の増額は、補装具等に係る給付実績で年度末までの見込みによる減額です。5目審査支払手数料5万3,000円の減額は、レセプト審査や医療機関、薬局への支払いに係る連合会への費用で、実績見込みによるものです。

次の4ページ、2款2項3目高額介護合算療養費は、実績案件がないための減額です。

次の5ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費分は、歳入の県補助金が減額になったことによる財源組替えです。

次の6ページ、6款1項1目保健衛生費15万円の減額です。11節役務費は、それぞれ国保連合会へ支払う各種手数料で、事務実績による減額です。

次の7ページ、6款2項1目特定健康診査等事業費95万8,000円の減額です。12節委託料の93万円の減額は、北部地区医師会への住民健診に係る費用で、7月の働き盛り健診が台風の影響により中止となり、年度全体での国保の健診者数が想定より減少する見込みのための減額です。

次の8ページをお願いします。7款1項1目基金積立金599万4,000円の減額は、本補正予算の財源調整によるものです。

次の9ページ、11款1項1目予備費9万7,000円の減額も、本補正予算の財源調整によるものです。

以上で、議案第14号 令和7年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

日程第25 議案第15号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

議案第15号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,910万2,000円と定めたいと思います。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

事項別明細書をもって、住民課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。1款1項1目特別徴収保険料246万円の減額は、年金特徴による収入科目で広域連合の当初試算から、被保険者の資格喪失などの調定異動及び徴収実績見込みによる減額です。2目普通徴収保険料、現年度分の184万6,000円の増額も、同じく広域連合試算よりも、令和7年度中の新規75歳到達者の増加による調定、徴収実績によるものです。

次の2ページをお願いします。4款1項1目事務費繰入金49万6,000円の減額は、歳出の事務費実績により一般会計からの繰入れを減額するものです。

次の歳出1ページ、1款1項1目総務管理費53万1,000円の減額です。事務実績による減額ですが、10節、細節4. は今年度、標準システムへ移行する予定で、新デザインでの納付書を発注する予定でしたが、令和8年に延期になったための減額です。

次の2ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金37万2,000円の減額は、広域連合への納付金で、歳入で減額した保険料と連動し減額しております。

次の3ページ、3款1項1目保険料還付金3万1,000円の減。2目還付加算金3万円の減額は、還付実績による減額です。

次の4ページ、4款1項1目予備費14万6,000円の減額は、本補正予算の財源調整による減額です。

以上で、議案第15号 令和7年度伊江村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

次にお諮りします。村長から報告第4号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の専決処分の報告について、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって報告第4号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の専決処分の報告についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

追加日程第1 報告第4号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の専決処分の報告について、議題とします。提出者からの報告を求めます。村長 名城政英君。

○ 村長 名城 政 英 君

報告第4号の提案の前に、なお本議案につきましては、専決報告につきましては、担当課からの提出が遅れたために、本日の提案となっております。追加になっておりますことをおわび申し上げたいと思います。また追加議案で、議決いただきますことをよろしく願いいたします。それでは提案いたします。

報告第4号 伊江村青少年旅行村改修整備工事の専決処分の報告につきまして、地方自治法第180条第1

項の規定によりまして、別紙のとおり令和8年2月9日に専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの専決処分書をお開きいただきと思います。専決処分事項としまして、2 契約金額（イ）変更前の請負金額が3億272万円、（ロ）変更による増額契約額が328万6,800円、（ハ）変更後の請負金額が3億600万6,800円であります。

3 契約の相手方が、有限会社丸仲土建・有限会社比嘉組・島幸建設株式会社 特定建設工事共同企業体。代表者 伊江村字西江上2番地、有限会社丸仲土建、代表取締役 仲宗根末光と契約いたしましたので報告いたします。

なお、専決処分の詳細につきまして、商工観光課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 金城幸人君。

○ 商工観光課長 金 城 幸 人 君

説明させていただきます。本事業におきましては、令和7年3月から実施しています伊江村青少年旅行村改修整備工事で、主な変更の内容でございますが、まず1点目に、植栽工における張り芝面積の変更による増額でございます。現地の施工状況や仕上がりを踏まえ、緑地部分の一体的な整備を図るため施工範囲を拡大したことに伴うものであります。

2点目に、電気設備工事における施工内容の変更による増額でございます。既存の埋設電気配管の一部に変形が確認され、当初予定していた配線の設置が困難となり、配線ルート及び埋設位置の変更でございます。3点目に、磁気探査に係る数量整理による増額であります。磁気探査業務において表層探査及び経層探査の数量に差異が確認されたことから実施内容に合わせて、数量を整理しております。なお、当該事業はまちづくり支援事業を活用し、3月13日をもって工事を完了いたします。

追加議案となりましたことをおわび申し上げます。以上で説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第4号は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

(散会時刻16時40分)